

資料編

1 防災関係機関の連絡先一覧

1 町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
輪 之 内 町 役 場	輪之内町四郷 2530-1	(0584) 69-3111

2 消防組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
大 垣 消 防 組 合 消 防 本 部	大垣市外野 3 丁目 20-2	(0584) 87-0119
大 垣 消 防 組 合 中 消 防 署	大垣市外野 3 丁目 20-2	(0584) 87-0119
大 垣 消 防 組 合 南 分 署	大垣市横曽根 4-35	(0584) 89-2022
大 垣 消 防 組 合 東 分 署	安八町西結 2778-1	(0584) 62-6819

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省木曾川上流河川事務所	岐阜市忠節町 5-1	(058) 251-4265
岐 阜 地 方 気 象 台	岐阜市加納二之丸 6	(058) 271-4108
中部管区行政評価局 (岐阜県行政監視行政相談センター)	岐阜市金竜町 5-13	(058) 246-4411

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸 上 自 衛 隊 第 10 師 団	名古屋市守山区守山 3-12-1	(052) 791-2191
航 空 自 衛 隊 岐 阜 基 地	各務原市那加官有無番地	(058) 382-1101

5 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
防 災 課	岐阜市藪田南 2-1-1	(058) 272-1125
大 垣 警 察 署	大垣市江崎町 422-10	(0584) 78-0110
輪 之 内 交 番	輪之内町下大樽新田 497-1	(0584) 69-2002
大 垣 土 木 事 務 所	大垣市江崎町 422-3	(0584) 73-1111
西 濃 保 健 所	大垣市江崎町 422-3	(0584) 73-1111

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
N T T 西 日 本 株 式 会 社 岐 阜 支 店 災 害 対 策 室	岐阜市八ツ寺町 1-15	(058) 214-8417
中部電力パワーグリッド株式会社 大 垣 営 業 所 総 務 グ ル ー プ	大垣市南高橋町 2 丁目 25	0584-81-8120 (0120) 985-920
日本赤十字社岐阜県支部輪之内分区	輪之内町四郷 2530-1	(0584) 69-3111
輪 之 内 郵 便 局	輪之内町四郷 270-1	(0584) 69-3877
仁 木 郵 便 局	輪之内町下大樽新田 212-7	(0584) 69-3991

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
名 阪 近 鉄 バ ス （ 株 ） 乗 合 バ ス 営 業 部	大垣市本今町神田 400	(0584) 81－3326

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
西 美 濃 農 協 輪 之 内 支 店	輪之内町四郷 2554	(0584) 69－3131
輪 之 内 町 商 工 会	輪之内町四郷 2520	(0584) 69－2188
輪 之 内 郵 便 局	輪之内町四郷 270－1	(0584) 69－3877
仁 木 郵 便 局	輪之内町下大樽新田 212－7	(0584) 69－3991
荒 川 医 院	輪之内町大吉新田 562	(0584) 69－2383
西 脇 医 院	輪之内町下大樽新田 430－1	(0584) 69－5070
輪 之 内 ク リ ニ ッ ク	輪之内町四郷 1330	(0584) 68－1008

9 その他の公共的機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
輪 之 内 町 社 会 福 祉 協 議 会	輪之内町四郷 2537-1	(0584) 69－4433

2-1 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1）

最新改正 令和七年十二月二十六日 規則第百十六号

救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所の供与

- (一) 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、移動可能な施設、車両等の設置その他の適切な方法により避難所とすることができる。
- (三) 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所にあつては、建物の使用謝金及び光熱水費）とし、一人一日につき三百六十円以内とする。
- (四) 法第二条第二項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、(三)に規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 法第四条第一項第一号の避難所の開設期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所の開設期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなつた日までの期間とする。

2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて、建設し、及び供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 設置に当たつては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とする。
- (3) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね五十以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、設置した戸数が五十未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 災害発生の日から二十日以内に建築に着工するものとする。
- (6) 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

(1) 一戸当たりの規模は世帯の人数に応じて(一)(2)に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は地域の実情に応じたものとする。

(2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。

(3) 供与期間は、(一)(6)に規定する期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しによる食品の給与

(一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他災害により現に炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

(二) 炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。

(三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一人一日につき千三百九十円以内とする。

(四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

(一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

(二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)により生活上必要な家財を亡失し、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもつて行う。

(一) 被服、寝具及び身のまわり品

(二) 日用品

(三) 炊事用具及び食器

(四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の表に掲げる額以内とする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	一人 世帯	二人 世帯	三人 世帯	四人 世帯	五人 世帯	五人を超える世帯
夏季 (四月から九月 まで)	円 二〇、 三〇〇	円 二六、 一〇〇	円 三八、 七〇〇	円 四六、 二〇〇	円 五八、 五〇〇	五八、五〇〇円に五人を超え一人増すごとに八、五〇〇円を加算した額
冬季 (十月から三 月まで)	円 三三、 七〇〇	円 四三、 五〇〇	円 六〇、 六〇〇	円 七〇、 九〇〇	円 八九、 三〇〇	八九、三〇〇円に五人を超え一人増すごとに一二、三〇〇円を加算した額

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	一 人 世 帯	二 人 世 帯	三 人 世 帯	四 人 世 帯	五 人 世 帯	五人を超える世帯
夏 季 (四月から九月 まで)	円 六、 七〇〇	円 八、 九〇〇	円 一三、 四〇〇	円 一六、 三〇〇	円 二〇、 五〇〇	二〇、五〇〇円に五人を超え一人増すごとに二、九〇〇円を加算した額
冬 季 (十月から三 月まで)	円 一〇、 七〇〇	円 一四、 〇〇〇	円 一九、 九〇〇	円 二三、 六〇〇	円 二九、 八〇〇	二九、八〇〇円に五人を超え一人増すごとに三、九〇〇円を加算した額

(三) (一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

四 医療及び助産の給付

1 医療の給付

(一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

(二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

(三) 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 診察

- イ 薬剤又は治療材料の給与
- ロ 処置、手術その他の治療及び施術
- ハ 病院又は診療所への収容

(2) 看護

(四) 医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあっては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合にあっては協定料金の額以内とする。

(五) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産の給付

(一) 助産の給付は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(二) 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

(三) 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあっては慣行料金の八割以内の額とする。

(四) 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から七日以内とする。

五 被災者の救出

- 1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。

2 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 福祉サービスの提供

1 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に行う。

2 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行う。

3 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。

- (一) 災害時要配慮者に関する情報の把握
- (二) 災害時要配慮者からの相談対応
- (三) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- (四) 災害時要配慮者の避難所への誘導
- (五) 福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）

4 福祉サービスの提供のため支出する費用は、前号（一）から（四）までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号（五）の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

5 福祉サービスの提供を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

七 被災した住宅の応急修理

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

- (一) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。
- (二) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とする。
- (三) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

- (一) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (二) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円
 - (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円
- (三) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了する。

八 生業に必要な資金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。

2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与す

る。

3 生業に必要な資金の貸与額は、次に掲げる額以内とする。

(一) 生業費 一件につき 三〇、〇〇〇円

(二) 就職支度費 一件につき 一五、〇〇〇円

4 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならない。

5 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

(一) 貸与期間 二年以内

(二) 利子 無し

九 学用品の給与

1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による亡失、毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

(一) 教科書

(二) 文房具

(三) 通学用品

3 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

(一) 教科書

(1) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品

小学校の児童 一人につき 五、五〇〇円以内

中学校の生徒 一人につき 五、八〇〇円以内

高等学校等の生徒 一人につき 六、三〇〇円以内

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。

十 埋葬

1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

(一) 棺（付属品を含む。）

(二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(三) 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出する費用は、一体につき十二歳以上の者は二十三万二千二百円以内とし、十二歳未満の者は十八万五千七百円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十一 死体の捜索及び処理

1 死体の捜索

- (一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。
- (二) 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

2 死体の処理

- (一) 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。
- (二) 死体の処理は、次の事項について行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (三) 検案は、原則として救護班が行う。
- (四) 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等
一体につき三千七百円以内
 - (2) 死体の一時保存
 - イ 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合に
あつては一体につき五千九百円以内
 - ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費
 - (3) 救護班以外の者の検案
当該地域の慣行料金の額以内
- (五) 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- 2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一の市町村内において行つた障害物の除去に要した費用の一世帯当たりの平均額が十四万三千九百円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。
- 3 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十三 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (一) 法第四条第一項の救助にあつては被災者、同条第二項の救助にあつては避難者の避難に係る支援
 - (二) 医療及び助産
 - (三) 災害にかかった者の救出
 - (四) 福祉サービスの提供
 - (五) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (六) 死体の搜索
 - (七) 死体の処理（埋葬を除く。）
 - (八) 救済用物資の整理配分
- 2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

2-2 輪之内町防災会議条例

〔昭和三十八年七月八日〕
条 例 第 六 号

最新改正平成三十年条例第一号

(趣旨)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第六項の規定に基づき、輪之内町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次に掲げる事務を掌どる。

- 一 輪之内町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 町長の諮問に応じて町の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 四 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第三十三条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 町議会議長 一人
 - 二 岐阜県警察官のうちから、町長が任命する者 一人
 - 三 町長が、その部内の職員のうちから指名する者 五人
 - 四 教育長 一人
 - 五 消防団長 一人
 - 六 指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 五人
 - 七 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 四人

(専門委員)

第四条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年七月一日から適用する。

附 則(昭和三十九年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年条例第九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年条例第二十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三十年条例第一号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2－3 輪之内町災害対策本部条例

〔昭和三十七年十二月二十八日〕
条 例 第 十 七 号

最新改正平成二十四年条例第十五号

(趣旨)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の二第八項の規定に基づき輪之内町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第三条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第四条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年一月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 本町における重要水防箇所

1 重点区間

番号	河川名	種 別	左右岸 の区別	位 置	地 先 名	延長 (m)	摘 要
1	揖斐川	堤体漏水 越水・溢水	左	33.2k ～33.6k+160m	輪之内町福束	500	

2 重要度A（工作物）

番号	河川名	種 別	左右岸 の区別	位 置	地 先 名	延長 (m)	摘 要
1	揖斐川	工作物	左	34.6k～55m	輪之内町南波	---	平成13年度構造物点検 結果により土砂吸出しに よる空洞化の恐れ 牧排水ひ管

3 重要度A（工作物以外）

番号	河川名	種 別	左右岸 の区別	位 置	地 先 名	延長 (m)	摘 要
1	揖斐川	堤体漏水	左	27.6k+20m ～27.8k+28m	輪之内町松内	220	堤防の脆弱性 すべり破壊
2	揖斐川	堤体漏水	左	29.4k ～30.2k	輪之内町大吉新田	780	すべり破壊
3	揖斐川	堤体漏水	左	30.4k ～31.8k+167m	輪之内町大吉新田 ～輪之内町福束	1,557	すべり破壊
4	揖斐川	堤体漏水	左	32.6k ～32.8k+50.6m	輪之内町福束	248	すべり破壊
5	揖斐川	堤体漏水	左	33.6k ～34.2k+107m	輪之内町南波	725	すべり破壊

4 重要度B（工作物）

番号	河川名	種 別	左右岸 の区別	位 置	地 先 名	延長 (m)	摘 要
1	揖斐川 (牧田川)	工作物	左右	L5.0k+67m	大垣市横曽根町 安八郡輪之内町	---	桁下不足 養老大橋
2	長良川	工作物	左右	L30.6k+1m	羽島市堀津町字川並 輪之内町大藪	---	桁下不足 大藪大橋

5 重要度B（工作物以外）

番号	河川名	種 別	左右岸 の区別	位 置	地 先 名	延長 (m)	摘 要
1	揖斐川	堤体漏水	左	26.8k ～27.6k+20m	海津市平田町今尾 ～輪之内町松内	995	被災履歴・点検結果
2	揖斐川	越水・溢水	左	27.6k+20m ～29.4k	輪之内町松内 ～輪之内町大吉新田	1,723	河積不足 越水危険箇所
3	揖斐川	堤体漏水	左	27.8k+28m ～28.2k+15m	輪之内町松内	412	被災履歴・点検結果 堤防の脆弱性 すべり破壊
4	揖斐川	堤体漏水 越水・溢水	左	30.2k ～30.4k	輪之内町塩喰	205	河積不足 すべり破壊
5	揖斐川	越水・溢水	左	30.6k+143m ～31.0k	輪之内町塩喰	248	河積不足
6	揖斐川	基礎地盤漏 水	左	30.6k+143m ～33.0k	輪之内町塩喰 ～輪之内町南波	2,176	パイピング破壊
7	揖斐川	越水・溢水	左	31.2k+100m ～32.0k+103.9m	輪之内町塩喰 ～輪之内町福束	809	河積不足
8	揖斐川	堤体漏水	左	31.8k+167m ～32.6k	輪之内町福束	561	すべり破壊

番号	河川名	種 別	左右岸 の区別	位 置	地 先 名	延長 (m)	摘 要
9	揖斐川	越水・溢水	左	32.2k ～32.6k	輪之内町福束 ～輪之内町南波	335	河積不足 越水危険箇所
10	揖斐川	越水・溢水	左	32.8k+50.6 ～33.2k	輪之内町福束 ～輪之内町南波	364	河積不足
11	揖斐川	堤体漏水	左	32.8k+50.6m ～33.6k	輪之内町福束 ～輪之内町南波	749	すべり破壊
12	揖斐川	越水・溢水	左	33.6k ～33.8k	輪之内町南波	203	河積不足 越水危険箇所
13	揖斐川	堤体漏水	左	34.2k+107m ～34.4k	輪之内町南波	101	すべり破壊
14	揖斐川	越水・溢水	右	27.6k ～31.8k	養老郡養老町大巻 ～輪之内町福束	4,551	河積不足
15	揖斐川	堤体漏水	右	27.8k ～31.8k	養老郡養老町大巻 ～輪之内町福束	4,220	断面不足 (旧堤防断面)
16	揖斐川	越水・溢水	右	32.4k+96m ～32.6k	輪之内町福束	149	河積不足 越水危険箇所
17	揖斐川	基礎地盤漏水	右	32.8k ～33.4k+58m	輪之内町塩喰 ～大垣市今福町	671	パイピング破壊
18	揖斐川 (牧田川)	堤体漏水	左	4.8k ～7.2k+144m	輪之内町塩喰 ～養老郡養老町江月	2,581	断面不足 (旧堤防断面)
19	揖斐川 (牧田川)	基礎地盤漏水	右	4.2k ～5.0k+35.3m	養老郡養老町大野 ～輪之内町塩喰	896	パイピング破壊
20	長良川	越水・溢水	右	30.2k ～34.2k+110m	輪之内町大藪 ～安八郡安八町大森	4,532	河積不足 越水危険箇所
21	長良川	基礎地盤漏水	右	30.2k ～30.6k	輪之内町大藪	422	パイピング破壊

6 要注意箇所

番号	河川名	種 別	左右岸 の区別	位 置	地 先 名	延長 (m)	摘 要
1	揖斐川	旧川跡	左	27.2k+90m ～27.2k+110m	輪之内町松内	20	
2	揖斐川	破堤跡	左	27.6k+130m ～28.0k+90m	輪之内町松内	440	
3	揖斐川	破堤跡	左	29.6k+140m ～29.8k+50m	輪之内町大吉新田	90	
4	揖斐川	旧川跡	左	29.6k+140m ～29.8k+40m	輪之内町大吉新田	80	
5	揖斐川	旧川跡	左	33.0k+140m ～33.6k+150m	輪之内町南波	600	
6	揖斐川	旧川跡	左	34.4k+90m ～34.4k+180m	輪之内町南波	90	
7	揖斐川	旧川跡	右	31.6k ～32.8k+130m	輪之内町福束	1,420	
8	揖斐川	旧川跡	右	32.8k+130m ～33.6k+50m	輪之内町福束 ～大垣市今福町	730	
9	揖斐川 (牧田川)	旧川跡	右	4.4k+100m ～5.0k+150m	輪之内町塩喰	670	
10	長良川	旧川跡	右	30.2k ～30.6k+110m	輪之内町大藪	530	
11	長良川	旧川跡	右	31.0k ～31.0k+130m	輪之内町大藪	130	
12	長良川	破堤跡	右	32.2k-40m ～32.2k	輪之内町楡俣	40	
13	長良川	旧川跡	右	32.4k-50m ～33.2k-40m	輪之内町楡俣 ～安八町南條	1,010	

「岐阜県水防計画」(令和8年度)より

重要水防箇所評定基準

種 別	要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変遷が繰り返している箇所 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確保されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変遷が繰り返している箇所 堤体の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確保されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤に関係する変状が集中している箇所 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、ひ管その他の工作物の設置されている箇所 橋梁、その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	橋梁、その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所、又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所

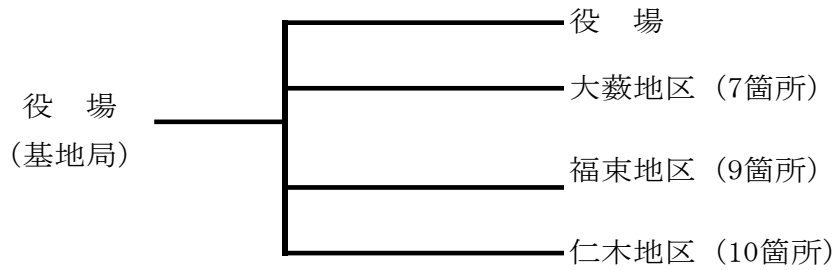
重点区間－水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

「岐阜県水防計画」（令和2年度）より

4 町防災行政無線の配備状況

ア 同報系

(ア) 屋外拡声子局



計 26箇所

(イ) 戸別受信機

全2,265箇 (令和8年4月1日現在)

公共施設への配備状況

No.	配 備 場 所	No.	配 備 場 所	No.	配 備 場 所
1	輪之内中学校	13	輪之内体育センター	25	
2	仁木小学校	14	四郷集会場	26	
3	福東小学校	15	下大樽新田集会場	27	
4	大藪小学校	16	下新田集会場	28	
5	仁木こども園	17	楡俣集会場	29	
6	福東こども園	18	松内集会場	30	
7	大藪こども園	19	中郷集会場	31	
8	仁木コミュニティ防災センター	20	中郷上集会場	32	
9	福東コミュニティ防災センター	21	藻池新田集会場	33	
10	大藪コミュニティ防災センター	22	南波会館	34	
11	町民センター	23	商工会館	35	
12	ふれあいセンター	24	輪之内交番	36	

イ 移動系の配備状況

呼 出 名 称	配 備 場 所	呼 出 名 称	配 備 場 所
輪之内101 団 長	長	輪之内130 第3分団機動班	第3分団機動班
輪之内102 1 副 団 長	副 団 長	輪之内131 第3分団第1班	第3分団第1班
輪之内103 2 副 団 長	副 団 長	輪之内132 第3分団第2班	第3分団第2班
輪之内104 3 副 団 長	副 団 長	輪之内133 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)
輪之内105 本 部 長	本 部 長	輪之内134 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)
輪之内106 副 本 部 長	副 本 部 長	輪之内135 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)
輪之内107 中 消 防 署	中 消 防 署	輪之内136 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)
輪之内108 中消防署 (南分署)	中消防署 (南分署)	輪之内137 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)
輪之内109 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)	輪之内138 第3分団分団長	第3分団分団長
輪之内110 第1分団機動班	第1分団機動班	輪之内139 第3分団副分団長	第3分団副分団長
輪之内111 第1分団第1班	第1分団第1班	輪之内140 機能別団員リーダー	機能別団員リーダー
輪之内112 第1分団第2班	第1分団第2班	輪之内141 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)
輪之内113 機能別団員 (福東地区)	機能別団員 (福東地区)	輪之内142 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)
輪之内114 機能別団員 (仁木地区)	機能別団員 (仁木地区)	輪之内143 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)
輪之内115 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)	輪之内144 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)
輪之内116 役 場 (無 線 室)	役 場 (無 線 室)	輪之内145 役 場 (危機管理課)	役 場 (危機管理課)

輪之内 1 1 7	役 場 （ 無 線 室 ）		輪之内 1 4 6	役 場 （ 無 線 室 ）
輪之内 1 1 8	第 1 分 団 分 団 長		輪之内 1 4 7	役 場 （ 無 線 室 ）
輪之内 1 1 9	第 1 分 団 副 分 団 長		輪之内 1 4 8	役 場 （ 無 線 室 ）
輪之内 1 2 0	第 2 分 団 機 動 班		輪之内 1 4 9	役 場 （ 無 線 室 ）
輪之内 1 2 1	第 2 分 団 第 1 班		輪之内 1 5 0	役 場 （ 無 線 室 ）
輪之内 1 2 2	第 2 分 団 第 2 班		輪之内 0 0 1	第 1 分 団 機 動 班 車 載
輪之内 1 2 3	役 場 （ 無 線 室 ）	車 載 型 無 線 機	輪之内 0 0 2	第 2 分 団 機 動 班 車 載
輪之内 1 2 4	役 場 （ 無 線 室 ）		輪之内 0 0 3	第 3 分 団 機 動 班 車 載
輪之内 1 2 5	機能別団員（大藪地区）		輪之内 0 0 4	本 部 車 載
輪之内 1 2 6	役 場 （ 無 線 室 ）		輪之内 0 0 5	車 載 役 場 （ 公 用 車 ）
輪之内 1 2 7	役 場 （ 無 線 室 ）	無 可 線 搬 機 型	輪之内 0 5 1	役 場 （ 無 線 室 ）
輪之内 1 2 8	第 2 分 団 分 団 長			
輪之内 1 2 9	第 2 分 団 副 分 団 長			

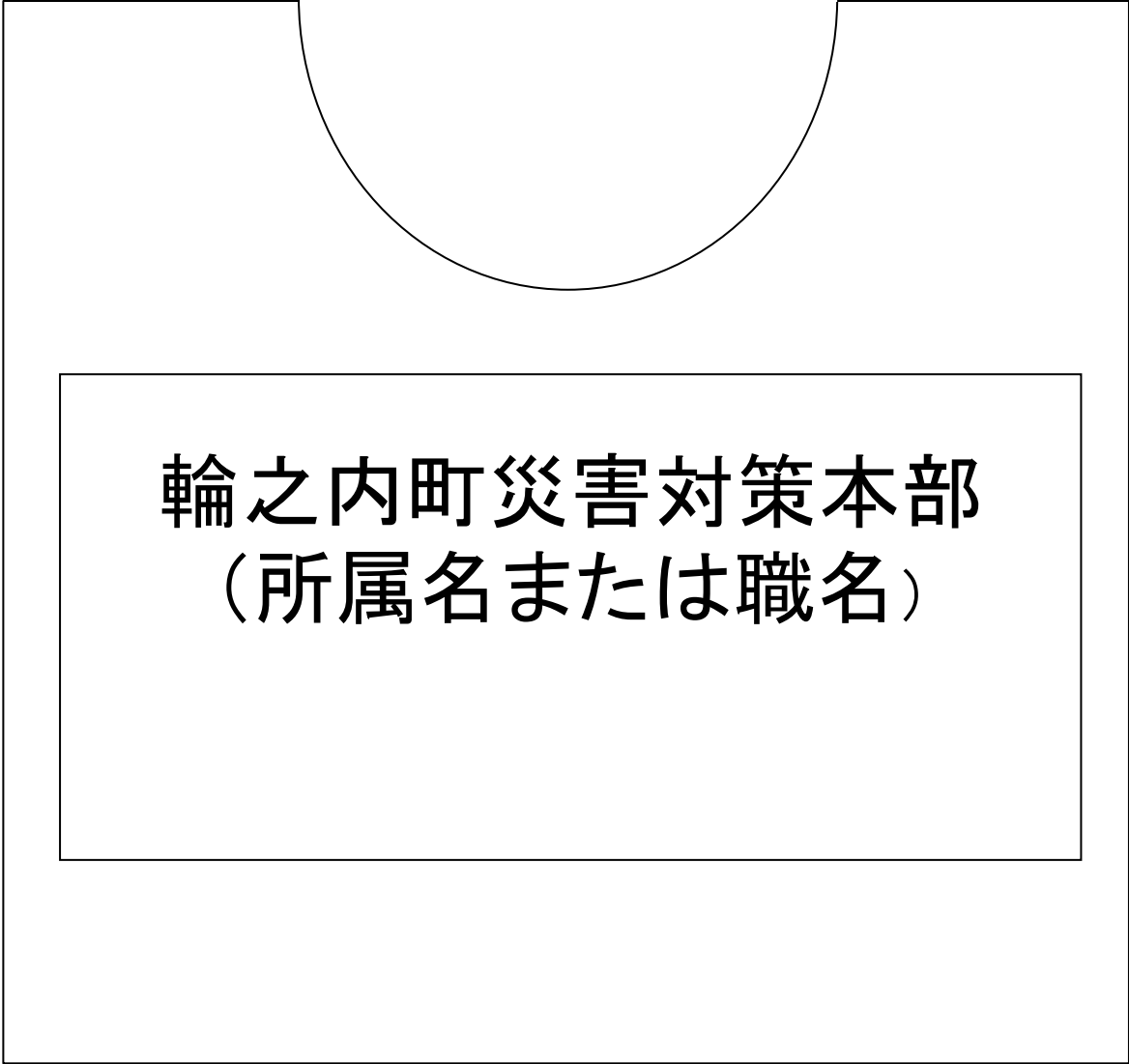
ウ デジタル無線対応消防無線受令機配備状況

配備場所	箇数
危機管理課	1
宿直室	1

計 2

5 本部職員の証票等

ゼッケンベスト



輪之内町災害対策本部
(所属名または職名)

水 防 倉 庫 資 材 一 覧 表

資材名 倉庫名	杭木	叭袋 麻袋	鉄線	綱	両ワカン	たこ	損矢	ワカリ	シヤベル	鋸	斧	ベノチ	しの	モロ	梯子	鎌	シート	クワパ-	唐鉄	草蓑	角落材	補助台	所在地
松 内	本	袋	Kg	Kg	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	個	本	丁	枚	丁	丁	個	式	台	
	750	2,100	150	168		8	15	1	16	3		2	10		1	3	20	3		10		3	輪之内町松 内地先 (大吉新田)
		2,200	150	200		8	15		20	3		4	10		1		20	3		10		3	
大吉新田	防災拠点造成のため、平成27年に撤去。資材は、塩嶺・松内・福東・南波・十連坊・檜俣水防倉庫に移設																						輪之内町大 吉新田和太 新田砂巻地 先
塩 嶺	750 100	2,000	150	240		7	15		20	3		3	10		1		23	3		10		3	輪之内町塩 嶺字七人割 地先 (大吉新田)
福 東	1,000 150	2,200	200	500	22	10	15	13	32	10	8	11	13	130	1	29	20	3	9	10		3	輪之内町福 東字上忍11 38番地先 (大吉新田)
南 波	1,300 150	2,000	150	250		8	14		21	3		3	10		1		20	3		10		3	輪之内町南 波字村上地 先 (大吉新田)
南 波 上	600	2,500	150	400		8	14		20	5		6	7		1		20	3		10		3	輪之内町南 波字村上地 先
大 藪	750	2,000	100	400		9	17		20	3		3	9		1	7	20	3		10		3	輪之内町大 藪字砂山地 先
檜 俣	650 400	2,000	150	400		8	15		18	3		3	10			3	20	3		10		3	輪之内町檜 俣字船附96 番地 (大吉新田)
十 連 坊	750 200	2,000	100	400		9	15		19	3		3	10		1	2	20	3		10	1	3	輪之内町檜 俣字十連坊 地先 (大吉新田)
西条切割		1,000					2		15												1	3	
南波切割		1,000					2		15												1	3	
計	7,650	21,000	1,300	2,958	21	75	139	13	216	36	8	38	83	130	8	44	183	27	9	90	3	31	

7 町保有防災資機材一覧

(1) 輪之内町コミュニティ防災センター

(令和8年4月1日現在)

物 品 名	数	物 品 名	数	物 品 名	数
乾パン R10.2	8,400	投光器	32	軽可搬ミニポンプ	3
アルファーマ (ﾄﾗｲｲﾚｰ) R10.7	2,000	救急医療セット	9	炊飯装置	4
アルファーマ (わかめ) R10.7	2,000	テント	10	生理用品 (昼28枚, 夜15枚)	17,114
アルファーマ (たけのこ) R10.7	2,000	チェンソー	2	尿とりパット	5,184
アルファーマ (梅がゆ) R10.6	2,000	エンジンカッター	2	紙おむつ (成人用)	3,945
保存用ビスケット R10.2	8,400	担架	29	紙おむつ (乳幼児用)	6,380
粉ミルク R8.5	48	防雨シート	1252	油圧ジャッキ	9
液体ミルク200ml R8.5	120	レスキュースリム	5	ビデオ装置	1
ほ乳瓶 (使い捨て)	1,140	金属梯子	5	プロジェクター	1
食器セット (100人用)	20	毛布	400	土のう袋	2,400
簡易トイレ	20	給水用タンク	2	マスク	2,000
トイレテント	37	ハンドマイク	17	不織布マスク	2,600
発電機	19	アルミ保温シート	1,000	懐中電灯	14
ガソリン携行缶 20L	12	トランジスターラジオ	1	生活水 (1.5ℓ)	1,968
蓄電池 (ソーラーﾊﾞｰ 初含)	14	マンホールトイレ	2	災害用床マット	320
避難所用間仕切り	48	非接触型体温計	28	簡易テント	24
コードリール (防雨型)	15	ｽﾏｰﾄ充電用ﾊﾞｯﾃﾘｰ (蓄電池用)	14	長期保存乾電池 (単三)	100

(2) 仁木コミュニティ防災センター

(3) 福束コミュニティ防災センター

(4) 大藪コミュニティ防災センター

物 品 名	数	物 品 名	数	物 品 名	数
毛布	240	毛布	233	毛布	240
ろ水器	2	簡易トイレ	22	簡易トイレ	25
ポリタンク	15	トイレテント	12	トイレテント	15
救命ボート	2	給水袋 (10ℓ)	200	テント	6
炊飯装置	4	可搬式災害用給水栓	1	給水袋 (10ℓ)	300
可搬式災害用給水栓	1	耐震性貯水槽 (40m³)	1	可搬式災害用給水栓	1
簡易トイレ	25	(5) 第1水源 地		簡易間仕切り+床	75
トイレテント	15			簡易テント	36
給水袋 (10ℓ)	300			ローボート	2
ローボート	3			耐震性貯水槽 (40m³)	1
簡易間仕切り+床	35			(6) 第2水源 地	
簡易テント	152	物 品 名	数	物 品 名	数
耐震性貯水槽 (40m³)	1	給水袋 (6ℓ)	1,000	生活水 (1.5ℓ)	3,986

(7) 仁木コミュニティ前倉庫

(8) 福束コミュニティ前倉庫

(9) 大藪コミュニティ前倉庫

物 品 名	数	物 品 名	数	物 品 名	数
クイックパーティション	8	クイックパーティション	8	クイックパーティション	8
簡易間仕切り+床	45	簡易間仕切り+床	40	簡易間仕切り+床	45
発電機	1	発電機	1	発電機	1
エアテント	1	エアテント	1	エアテント	1
		簡易テント	16		

(10) 輪之内町防災備蓄倉庫

品 名	本体寸法	重量	その他	単位	数量	用 途
1 防災備蓄倉庫	W6160×D2350 ×H2393mm	900kg	アルミ	台	1	各種資機材等の 備蓄用
破 壊 器 具	2 ﾊﾞｰﾙ	全長1200mm	3kg	ﾊﾞﾗｼ平ﾊﾞｰﾙ	本	5 木材・瓦礫等の 持ち上げや破壊用
	3 大ハンマー	全長900mm	3.5kg		丁	5 壁などの破壊用
	4 スコップ (角)	W227×L970mm	1.8kg		丁	5 土砂などの除去用
	5 スコップ (丸)	W232×L970mm	1.7kg		丁	5 土砂などの除去用
	6 のこぎり (片刃)	刃渡240mm 使用時全長500mm	400g	折りたたみ式	丁	5 木材などの 切断用
	7 万能オノ	全長350mm	770g	全長350mm	丁	5 木材・ﾎｰﾄﾞな どの破壊用
	8 ﾎｰﾙﾄｸﾘｯﾊﾟｰ	全長600mm	2.5kg	切断能力：Φ10mm	本	5 電線・ﾜｲﾔｰ・鉄 筋の切断用

救助器具	9	トラロープ [®] (200m)	Φ12mm×200m巻		材質：合成繊維	巻	5	避難者の誘導、けが人の救助等 に使用
	10	油圧ジャッキ		13kg	許容荷重：爪部2t・頭部5t 揚幅：113mm	台	3	木材・瓦礫等の 持ち上げ用
	11	防雨シート	W3600×D5400mm	1.3kg	材質：ポリエチレン	枚	30	けが人の保護等 に使用
	12	組立テント	奥行5.33×間口3.53 ×中央高3.04(軒高 2.00)m	幕体約43.5kg、フレーム 約85.0kg		張	1	けが人の保護等 に使用
その他器具	13	折り畳み リヤカー	W1860×D870×H630mm 折畳時：W1020×D370 ×H750mm	21kg	アルミ合金 ノーパンクタイ	台	2	資機材やけが人の 搬送用
	14	メガホン	W154×D250×H266mm 保管寸法：W190× D280×H290mm	680g	最大出力：10W	個	5	けが人の探索及 び避難者の誘導 用
	15	ヘルメット		370g	材質：ABS	個	10	破壊・救助作 業、避難用
	16	軍手			材質：軍手部/ポリエステル・レーヨン・ほか すべり止め部/塩化ビニール	ダース	5	作業用
	17	強力ライト(懐中電 灯)	Φ120×L250mm	400g	単一電池：6個 明るさ：約6000LX(1m)	個	10	夜間にけが人等 探索用
	18	消火バケツ			材質：スチール、亜鉛メッキ 8ℓ用	個	10	消火用バケツ用
	19	発電機	W655×D480×H570mm	56kg	ホンダ EU24i 交流定格出力：24kVA	台	1	夜間照明用
	20	コードリール	W307×D212×H367mm	8.1kg	コード：30m アース、コンセント防雨キャ ップ、漏電遮断器付	個	3	〃
居住関係	21	間仕切り	サイズ：3×3× 1.8(高さ)m	サイトウォール約3.3kg フレーム約7.2kg	素材：サイトウォール ポリエステル ワンタッチ式	張	10	避難所内スパー ス確保用
	22	畳		10kg	緊急畳	5畳	1	避難所内畳
	23	毛布	1400×2000		難燃性毛布カネロン	枚	280	
	24	簡易トイレ	370×420×410mm	約5.1kg 耐荷重：200kg	ビザ・ポータブル水洗ト イレ24L	個	3	
	25	トイレ用テント	使用時サイズ：1000× 1000×1880mm	5.1kg	トイレ用パーソナルテント	張	3	
	26	炊飯装置 (移動かまど)	80リットル	LPガス・薪対応		台	2	
	27	マスク				枚	16,900	

(11) 福束川西・塩喰川西防災備蓄倉庫

品 名		仕 様			単位	数量	備 考
		本体寸法	重量	その他			
1	防災備蓄倉庫	W3,800×D2,100×H2,500		カラーガルバリウム鋼板	台	2	各種資機材等の備蓄用
2	標準収納棚	W1,500×D450×H1,800		スチール	台	4	防災倉庫内収納棚
破壊器具	3 バール	全長1200mm	3kg	バラシ平バール	本	10	木材・瓦礫等の持ち上げや破壊用
	4 大ハンマー	全長900mm	3.5kg		丁	10	壁などの破壊用
	5 スコップ(角)	W227×L970mm	1.8kg		丁	10	土砂などの除去用
	6 スコップ(丸)	W232×L970mm	1.7kg		丁	10	土砂などの除去用
	7 のこぎり(片刃)	刃渡240mm 使用時全長500mm	400g	折りたたみ式	丁	10	木材などの切断用
	8 万能オノ	全長350mm	770g	全長350mm	丁	10	木材・ボードなどの破壊用
救助器具	9 ボルトクリッパー	全長600mm	2.5kg	切断能力：Φ10mm	本	10	電線・ワイヤー・鉄筋の切断用
	10 トラロープ (200m)	Φ12mm×200m巻		材質：合成繊維	巻	10	避難者の誘導、けが人の救助等へ使用
	11 油圧ジャッキ		13kg	許容荷重：爪部2t・頭部5t 揚幅：113mm	台	4	木材・瓦礫等の持ち上げ用
その他器具	12 防雨シート	W3600×D5400mm	1.3kg	材質：ポリエチレン	枚	30	けが人の保護等へ使用
	13 折り畳みリカー	W1860×D870×H630mm 折畳時：W1020×D370×H750mm	21kg	アルミ合金 ノーパンクタイ	台	4	資機材やけが人の搬送用
	14 マグホン	W154×D250×H266mm 保管寸法：W190×D280×H290mm	680g	最大出力：10W	個	8	けが人の探索及び避難者の誘導用
	15 ヘルメット		370g	材質：ABS	個	20	破壊・救助作業、避難用
	16 軍手			材質：軍手部/ポリエステル・レーヨン・ほか すべり止め部/塩化ビニール	タ ン ク ス	20	作業用
	17 強力ライト(懐中電灯)	Φ120×L250mm	400g	単一電池：6個 明るさ：約6000LX(1m)	個	20	夜間にけが人等探索用
	18 消火バケツ			材質：スチール、亜鉛メッキ 8ℓ用	個	20	消火用バケツ用
	19 コードリール	W307×D212×H367mm	8.1kg	コード：30m アース、コンセント防雨キャップ、漏電遮断器付	個	4	夜間照明用
	20 簡易トイレ	370×420×408mm	約5.1kg 耐荷重：200kg	ビザ・ポータブル水洗トイレ24L	個	6	
	21 トイレ用テント	使用時サイズ：1000×1000×1880mm	4.5kg	トイレ用パーソナルテント	張	6	
	22 ボックスティッシュ				箱	20	
	23 トイレレットペーパー				ロール	72	
	24 UV土のう	グリーン			枚	400	
	25 カケヤ	φ150			本	6	
	26 救急セット	約20人用			セット	2	

備蓄食糧	27	アルファーマ (五目)	100 g / 食			食	300	R8. 6
	28	乾パン	92 g / 食			食	360	R8. 1
	29	保存用ビスケット	75 g / 食			食	360	R8. 1
	30	ミネラルウォーター (1. 5ℓ)	10年保存			本	200	R16. 6

(12) 仁木小学校備蓄倉庫・校舎

品 名		仕 様			単 位	数 量	備 考
		本体寸法	重量	その他			
備蓄食糧	1	アルファーマ (五目)	100 g / 食		食	1, 800	R12. 4～6
	2	アルファーマ (ドライト)	100 g / 食		食	1, 100	R12. 6
	3	アルファーマ (わかめ)	100 g / 食		食	1, 100	R12. 6
	4	アルファーマ (梅がゆ)	42 g / 食		食	500	R12. 5
	5	保存用パン (プレーン)	70 g / 食		食	900	R12. 5
	6	保存用パン (チョコ)	70 g / 食		食	900	R12. 5
	7	ゼリー食	100 g / 食		食	240	R13. 1
	8	野菜ジュース	190 g / 缶		食	300	R12. 5
	9	えいようかん			食	200	R12. 6
	10	ミネラルウォーター (1. 5ℓ)	10年保存		本	600	R16. 6
居住関係	11	毛布	1400×2000	470 g	枚	400	
	12	紙おむつ	成人用 L : 17枚入り		枚	969	57パック
	13	LEDハールン投光機	3段階調光 300⇔200⇔100	17. 5 k g	台	2	
	14	発電機	ヤマハ EF2500i	2. 5KVA (100V-25A)	台	3	
	15	ガソリン携行缶	20 L		台	3	
	16	簡易トイレ100 回用	356×356×490mm		組	3	
	17	携帯トイレ(400 回セット)	380×235×382mm		組	6	

(13) 仁木小学校体育館

品 名		仕 様			単 位	数 量	備 考
		本体寸法	重量	その他			
	1	避難所用間仕切り	使用時サイズ : 2100× 2100×1800mm		組	40	
	2	簡易トイレ100 回用	356×356×490mm		組	3	
	3	携帯トイレ(400 回セット)	380×235×382mm		組	3	
	4	スポットクレー ラー	396×397×833mm		台	4	

(14) 大藪小学校備蓄倉庫・校舎

	品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
		本体寸法	重量	その他			
備蓄食糧	1 アルファーマ (五目)	100 g /食			食	1,800	R13.4
	2 アルファーマ (わかめ)	100 g /食			食	1,000	R13.4
	3 アルファーマ (梅がゆ)	42 g /食			食	500	R13.4
	4 保存用パン (プレーン)	70 g /食			食	1,008	R13.4
	5 保存用パン (チョコ)	70 g /食			食	1,008	R13.4
	5 保存用パン (メープル)	70 g /食			食	1,008	R13.4
	6 ゼリー食	100 g /食			食	240	R13.4
	7 野菜ジュース	190 g /缶			食	300	R13.5
	8 えいようかん				食	200	R13.6
居住関係	9 ミネラルウォーター (1.5ℓ)	10年保存			本	600	R16.6
	10 毛布	1400×2000	470 g		枚	400	
	11 紙おむつ	成人用 L : 17枚入り			枚	1,411	83パック
	12 紙おむつ	乳幼児用 L : 54枚入り			枚	1,998	37パック
	13 尿とりパット	男女各18パツク L : 45枚入り			枚	1,620	36パック
	14 生理用品	1パツク当たり (昼用28 枚・夜用15枚)			枚	6,450	150パック
	15 炊飯装置 (移動かまど)	80ℓットル	LPガス・薪対応		台	2	
	16 LEDハルン投光機	3段階調光 300⇔200⇔100	17.5 k g		台	2	
	17 発電機	ヤマハ EF2500i	2.5KVA (100V-25A)		台	3	
	18 ガソリン携行缶	20 L			台	3	
	19 簡易トイレ100 回用	356×356×490mm			組	3	
	20 携帯トイレ(400 回セット)	380×235×382mm			組	6	

(15) 大藪小学校体育館

	品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
		本体寸法	重量	その他			
	1 避難所用間仕切り	使用時サイズ : 2100× 2100×1800mm			組	40	
	2 簡易トイレ100 回用	356×356×490mm			組	3	
	3 携帯トイレ(400 回セット)	380×235×382mm			組	6	
	4 スポットクレー ラー	396×397×833mm			台	4	

(16) 町体育センター

品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
	本体寸法	重量	その他			
1 紙おむつ	成人用 L : 17枚入り			枚	1,411	83パック
2 紙おむつ	乳幼児用 L : 54枚入り			枚	1,998	37パック
3 尿とりパット	男女各14パツク L : 45枚入り			枚	1,260	28パック
4 生理用品	1パツク当たり (昼用28枚・夜用15枚)			枚	6,450	150パック
5 LEDハールン投光機	3段階調光 300⇄200⇄100	17.5 k g		台	2	
6 発電機	ヤマハ EF2500i	2.5KVA (100V-25A)		台	3	
7 マンホールトイレ	φ600対応型 テントMタイプ 付き			基	2	
8 段ボールベッド	W1920×D730×H250			組	180	
9 簡易テント	使用時サイズ : 2700×2700×1700mm			張	72	
10 簡易トイレ100回用	356×356×490mm			組	3	
11 携帯トイレ(400回セット)	380×235×382mm			組	3	
12 スポットクーラー	396×397×833mm			台	4	

(17) 福東小学校備蓄倉庫・校舎

品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
	本体寸法	重量	その他			
1 アルファーマ (トライカレー)	100 g /食			食	1,700	アレルギー対応 R11.9
2 アルファーマ (わかめ)	100 g /食			食	1,800	アレルギー対応 R11.7
3 アルファーマ (梅がゆ)	42 g /食			食	1,700	アレルギー対応 R11.9
4 アルファーマ (五目)	100 g /食			食	1,700	アレルギー対応 R11.9
5 乾パン	92 g /食			食	6,900	R11.2
6 保存用ビスケット	75 g /食			食	6,900	R11.2
7 ミネラルウォーター (1.5ℓ)	10年保存			本	600	R16.6
8 紙おむつ	成人用 L : 17枚入り			枚	238	14パック
9 簡易間仕切り	2～2.5人用			張	60	15箱
10 LEDハールン投光機	3段階調光 300⇄200⇄100	17.5 k g		台	2	
11 発電機	ヤマハ EF2500i	2.5KVA (100V-25A)		台	3	

居住関係	12	炊飯装置 (移動かまど)	80リットル	LPガス・薪対応		台	2	
	13	トイレ用テント	使用時サイズ：1000×1000×1880mm	5.1kg	トイレ用ハートナルテント	張	8	
	14	ガソリン携行缶	20L			台	3	
	15	毛布	1400×2000	470g		枚	230	
	16	簡易トイレ100回用	356×356×490mm			組	3	
	17	携帯トイレ(400回セット)	380×235×382mm			組	6	

(18) 福東小学校体育館

品 名			仕 様			単位	数量	備 考
			本体寸法	重量	その他			
	1	避難所用間仕切り	使用時サイズ：2100×2100×1800mm			組	40	
	2	簡易トイレ100回用	356×356×490mm			組	3	
	3	携帯トイレ(400回セット)	380×235×382mm			組	3	
	4	スポットクーラー	396×397×833mm			台	4	

(19) 町民センター

品 名			仕 様			単位	数量	備 考
			本体寸法	重量	その他			
	1	避難所用間仕切り	使用時サイズ：2100×2100×1800mm			組	312	
	2	クイックパーティション	使用時サイズ：2100×2100×1800mm			張	6	
	3	簡易間仕切り＋床	2000×2000×900mm			張	49	
	4	段ボールベッド	W1920×D730×H250			組	120	
	5	簡易トイレ100回用	356×356×490mm			組	3	
	6	携帯トイレ(400回セット)	380×235×382mm			組	6	

(20) 第1水源池

品 名			仕 様			単位	数量	備 考
			本体寸法	重量	その他			
	1	吸水袋 (6ℓ)				枚	1,000	

(21) 役場車庫

品 名			仕 様			単位	数量	備 考
			本体寸法	重量	その他			
	1	ポリ缶				個	15	

(22) 輪之内中学校校舎

品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
	本体寸法	重量	その他			
1 簡易トイレ100回用	356×356×490mm			組	3	
2 携帯トイレ(400回セット)	380×235×382mm			組	6	

(23) 輪之内中学校体育館

品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
	本体寸法	重量	その他			
1 簡易トイレ100回用	356×356×490mm			組	3	
2 携帯トイレ(400回セット)	380×235×382mm			組	6	
3 スポットクーラー	396×397×833mm			台	4	

(24) 仁木こども園

品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
	本体寸法	重量	その他			
1 簡易トイレ100回用	356×356×490mm			組	3	
2 携帯トイレ(400回セット)	380×235×382mm			組	6	

(25) 福束こども園

品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
	本体寸法	重量	その他			
1 簡易トイレ100回用	356×356×490mm			組	3	
2 携帯トイレ(400回セット)	380×235×382mm			組	6	

(26) 大薮こども園

品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
	本体寸法	重量	その他			
1 簡易トイレ100回用	356×356×490mm			組	3	
2 携帯トイレ(400回セット)	380×235×382mm			組	6	

(27) ふれあいセンター

品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
	本体寸法	重量	その他			
1 簡易トイレ100回用	356×356×490mm			組	3	
2 携帯トイレ(400回セット)	380×235×382mm			組	6	

(28) 輪之内町防災拠点

品 名	仕 様			単 位	数 量	備 考
	本体寸法	重量	その他			
1 簡易間仕切り＋床	2000×2000×900mm			張	71	
2 マンホールトイレ	φ600対応型 テントタイプ 付き			張	2	
3 防雨シート	3600×5400mm			枚	100	

8 消 防 水 利 一 覧

町 名	消防用井戸	防火水槽	町 名	消防用井戸	防火水槽	町 名	消防用井戸	防火水槽
南波	6	3	楡俣	5	18	海松新田	1	—
本戸	3	1	楡俣新田	—	3	大吉新田	5	1
福束	11	—	塩喰	7	—	下大樽	10	4
福束新田	5	—	塩喰川西	1	3	下大樽新田	1	—
里	16	1	四郷北部	2	9	中新田	5	2
中郷	2	1	大藪	4	4	松内	1	—
中郷新田	7	—	藻池新田	6	—			
上中郷	2	—	四郷南部	3	8	計	103	58

9 避難所一覧

地区別避難場所開設一覧表

区 名	地 区 名	避 難 場 所		水 害
		地 震 等		
		指 定 緊 急 避 難 場 所 (第 一 次 避 難 場 所)	指 定 避 難 所 (第 二 次 避 難 場 所)	指 定 緊 急 避 難 場 所
福束新田	西屋敷	集会場	輪之内体育センター	揖斐川堤防
	北屋敷	福中集会場		
	中屋敷	乗願寺東		
中郷新田	上中郷	中郷集会所	輪之内中学校	輪之内中学校 揖斐川堤防
	新中郷			
	中中郷	福中集会場		
	下中郷	下中郷集会場		
	東中郷	輪之内中学校		
	西中郷			
	新生中郷			
	南中郷	ふれあいセンター		
藻池新田	西藻池	神明神社	ふれあいセンター	揖斐川堤防
	東藻池	ふれあいセンター		
海松新田	海松上	小寺自動車店前	仁木小学校	仁木小学校
	海松中	明教寺		
	大池	ごまんど(神社)		
	海松下	仁木小学校		
	いぶき			
	協和			
	海松東			
大吉新田	大吉上	大吉新田集会場	仁木小学校	仁木小学校 揖斐川堤防
	大吉下			
松内	西海松	傳了寺駐車場	仁木小学校体育館	揖斐川堤防
	柿内	柿内集会場		
	本郷	八幡神社		
下大樽新田	下新田	白髭神社	仁木こども園	仁木こども園 中新田燈明さん
	中新田	堤燈明		
下大樽	下大上	大樽川堤防	輪之内中学校体育館	輪中堤防
	下大中			
	下大下			
本戸	本戸	本戸集会場	福束小学校	福束小学校 輪中堤防
中郷	中郷上	中郷上集会場	福束小学校	福束小学校
	中郷下	中郷集会場	輪之内中学校	輪之内中学校
里東	里東	福束小学校	福束小学校	福束小学校 輪中堤防 揖斐川堤防
里西	里西	福束小学校	福束小学校	福束小学校 輪中堤防 揖斐川堤防
南波	南波上	南波会館	福束こども園	南波会館 揖斐川堤防
	南波下			
福束北部	福束第一	揖斐川堤防	福束小学校	福束小学校 揖斐川堤防 福束こども園
	福束第二		福束小学校体育館	
福束南部	福束第三	白髭神社	福束小学校体育館	揖斐川堤防
	福束第四	揖斐川堤防		
	福束川西	水谷宅前		
塩喰川東	塩喰川東上	明看寺	輪之内中学校体育館	揖斐川堤防
	塩喰川東下	塩喰集会場		
塩喰川西	塩喰川西	牧田川堤防	輪之内中学校体育館	牧田川右岸堤防
大藪西組	西之寺	大藪小学校	大藪小学校	大藪小学校 長良川堤防
	河原八島			
大藪東組	東大藪	東大藪防災倉庫前	大藪小学校	大藪小学校 長良川堤防
本通り	本通り	大藪小学校	大藪小学校体育館	大藪こども園

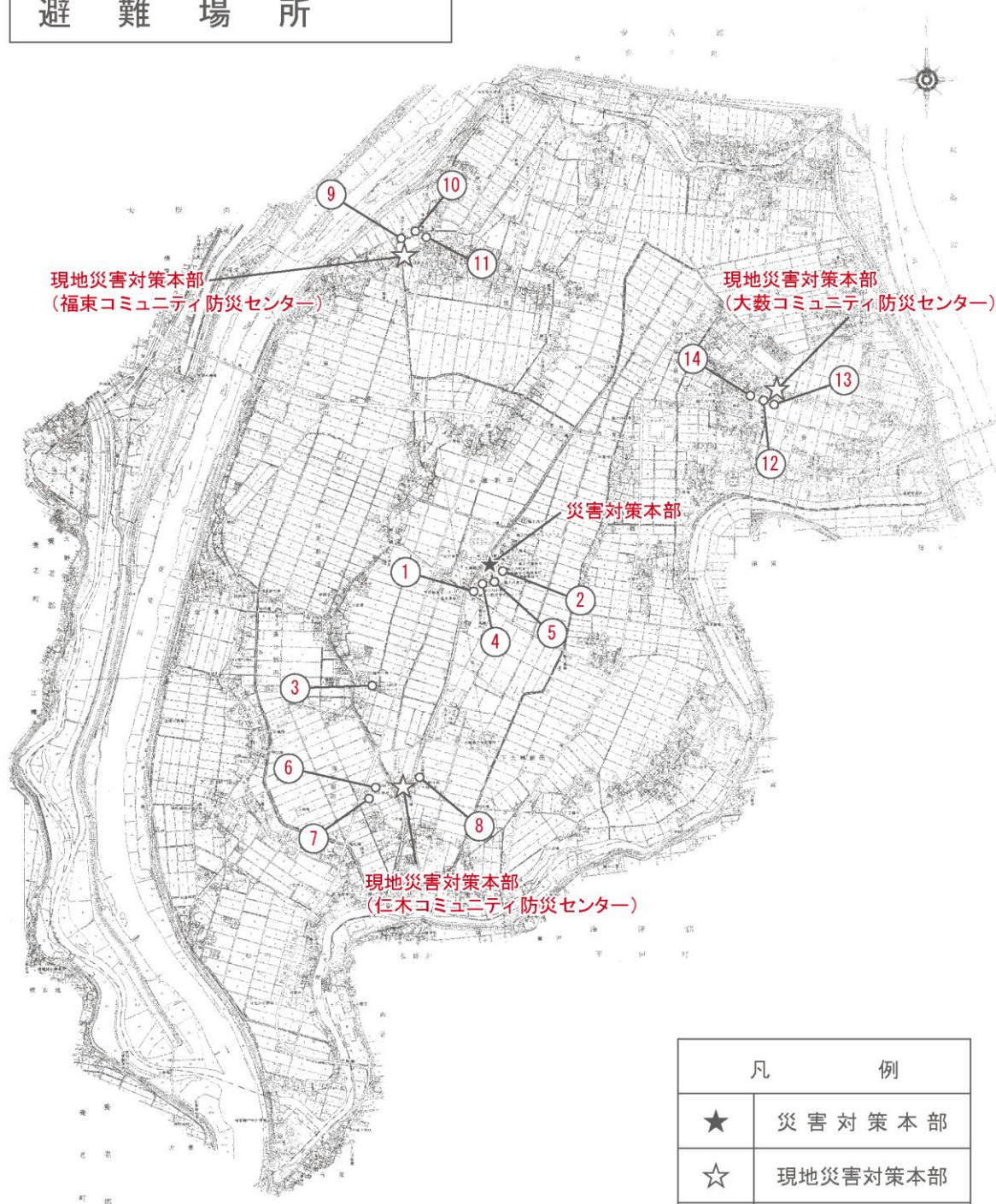
楡俣北部	十連坊	済美館	大藪こども園	輪中堤防
	西条			
楡俣南部	楡俣	神明神社	大藪小学校	大藪小学校 長良川堤防
楡俣新田	楡俣新田	楡俣新田公民館	大藪小学校体育館	大藪こども園 大藪小学校
四郷北部	上大樽	神明神社	町民センター	輪之内町民センター 神明神社
	西ノ川	西之川集会場		
四郷南部	五反郷	多度神社	町民センター	輪之内町民センター 多度神社
	五反郷新田	新田公民館		

番号	施設名	住所	電話番号	収容人員
1	町体育センター	四郷2457-1	69-2910	270
2	町民センター	四郷2530-1	69-3511	104
3	町ふれあいセンター	中郷新田2201-1	69-2816	92
4	輪之内中学校	四郷2457	69-3115	276
5	輪之内中学校体育館	四郷2457		224
6	仁木小学校	海松新田827	69-2613	237
7	仁木小学校体育館	海松新田830-1		144
8	仁木こども園	下大樽新田261-2	69-3757	102
9	福東小学校	南波76	69-2014	182
10	福東小学校体育館	南波77		144
11	福東こども園	里983-1	69-3723	78
12	大藪小学校	大藪1117	69-2029	274
13	大藪小学校体育館	大藪1117		182
14	大藪こども園	大藪1117	69-3029	96

※ 福祉避難所については、上記14施設とは別に次の施設を指定する。

番号	施設名	住所	電話番号	収容人員
1	輪之内町発達支援教室そら	中郷新田2201-1	69-5777	25
2	ハピネスビル	中郷新田2408	69-5551	60

災害対策本部
現地災害対策本部 一覧
避難場所



凡 例	
★	災害対策本部
☆	現地災害対策本部
○	避難場所

10 輪之内町指定給水装置工事事業者（町内事業者のみ掲載）

（順不同）

	業 者 名	代 表 者 氏 名	住 所	T E L
1	(株)小寺電気商会	小寺 崇	輪之内町下大樽新田211	69-2597
2	(有)伊藤設備	伊藤 弘樹	〃 福東2163	69-2575
3	(有)小塚工業	小塚 誠一郎	〃 四郷2332-1	69-3601
4	森島電気商会	森島 貞夫	〃 下大樽12998	69-3178
5	よしやす住設	吉安 鉄雄	〃 四郷1615番地の20	69-2395
6	輪之山設備	小川 美芽	〃 楡俣新田427	69-2857
7	森島工業	森島 幸治	〃 下大樽13419	69-3228
8	MG-LINE（株）	青山 英信	〃 楡俣新田628番地の7	69-4619

1 1 輪之内町の文化財

(令和8年4月1日現在)

NO.	名 称	細区分	指定	指定 年月日	種類規模等	所有者名	所 在 地
1	大藪洗堰跡	史跡	県	昭34.3.10	宝暦5(1755)年完成 伊沢惣兵衛設計 蛇籠工法による石堰、長さ 98間(約178m)、堤幅23 間(約42m)。明治38年取 り除かれた。 昭和3年「薩摩堰遺跡碑」 ができた。	輪之内町 (薩摩義士顕彰会)	大藪2865-4 (新河原)
2	江翁寺薩摩義士墓	史跡	県	昭34.3.10	宝暦薩摩藩御手伝普請の没 者6名の墓(市左衛門、郷 田喜八、靱井稲右衛門、永 田左左衛門、浜島紋右衛 門、永田市左衛門)	江翁寺 (住職 中西 一)	楡俣新田410
3	心厳院薩摩義士墓	史跡	県	昭34.3.10	宝暦薩摩藩御手伝普請の没 者の墓(小山田住八郎左衛 門の墓)	心厳院 (住職 永田宗禪)	下大樽新田 13024
4	舩屋伊兵衛の墓	史跡	県	昭46.12.14	多良領主高木内膳の下人。 宝暦薩摩御手伝普請の人柱 となった。	円楽寺 (住職 水谷見成)	大藪1865
5	ごまんどさん	史跡	町	昭32.9.3	福束輪中すべてを氏子とし た水神、助命壇の役割。五 万度又は五万燈と書く。	海松新田区	海松新田
6	神明神社の棕	天 然 記念物	町	昭32.9.3	昭和34年の伊勢湾台風によ りほとんど倒木、現存する のは目通り5mの棕の大木 のみ。	神明神社	四郷(上大樽)
7	勘右衛の馬除場	史跡	町	昭32.9.3	多良街道沿いの殿様の行列 避け場所。3箇所あった が、現在は2箇所になっ た。	輪之内町	楡俣新田
8	四郷弥生式土器 出土地	史跡	町	昭32.9.3	昭和24年3月、輪之内中学 校建設の際、地下2mから 土器を出土。 (弥生後期～古墳前期)	輪之内町	四郷2457
9	福束城跡	史跡	町	昭32.9.3	応永21(1414)年福束蔵人 十郎益行が築城。三川分流 工事(明治33年)で河川敷 になった。	輪之内町	福束(城浦) 揖斐川河川敷
10	四間門樋跡	史跡	町	昭32.9.3	昭和30年永久橋ができ、跡 にはその橋の名前(しんけ んばし)に残すだけになっ た。	輪之内町	海松新田
11	方便法身尊形	絵画	町	昭57.11.15	絹本。阿弥陀如来絵像。 縦75cm、横31cm	円楽寺 (住職 水谷見成)	大藪1865
12	徳川家康禁制朱 印状	古文書	町	昭57.11.15	和紙。 縦35.1cm、横50.7cm (慶長5年9月23日)	棚橋健二 県歴史資料館寄託	楡俣1359

NO.	名 称	細区分	指定	指定 年月日	種類規模等	所有者名	所 在 地
13	十一面観世音菩薩	彫刻	町	昭57. 11. 15	木造。坐像。 光背台座共60cm 本軀25cm（藤原時代の彫刻 様式）	江翁寺 （住職 中西 一）	楡俣新田410
14	塔身(宝篋印塔 の中央部)	彫刻	町	昭57. 11. 15	石像。 縦12. 1cm、横12. 1cm 高さ11. 8cm（貞治4年4月23 日）	願正寺薬師堂 （住職 河合 茂）	中郷477
15	ごまんど祭りばやし	民俗芸能	町	昭62. 5. 28	曲目は「矢車、津島下がり、分後下がり、八畝十二分、詞車、お亀の舞」の6曲。 踊りは「デングラかし、白川おんど、祭りおんど」など。大太鼓、横笛	ごまんど祭り保存会	海松新田
16	福満寺の版木	彫刻	町	昭63. 2. 18	版木（江戸丸毛肥後守寄進） （寛政4年8月） 福東城にかかわる唯一の資料	福満寺 （住職 佐々木台泉）	福東926
17	伊藤伝右衛門肖像画・遺言等	絵 画 古文書	町	昭63. 2. 18	寛保元年西条生まれ。 大垣伊藤家に養子。治水功 労者。白山比賣神社境内に 顕彰碑あり。	片野知二	四郷1825
18	森島簡斎の書	古文書	町	昭63. 2. 18	文化5年生まれ。簡斎算艸 （全8冊など1冊欠本） 7冊、簡斎社中算約 1 冊、幽斎算約 3冊、算法 簡斎録 1冊、古今変極算 法 1冊、點竈楷梯卷之二 1冊、簡斎算艸附録解 1 冊の15冊。	福東小学校	南波76
19	大士山江翁寺縁起	古文書	町	平9. 4. 1	万治2年江翁寺住職天隣玄 瑞が記す。 この縁起は、福東新田の貴 重な新田開発の資料。 元和7年から新田開発に着 工。	江翁寺 （住職 中西 一）	楡俣新田410
20	大吉新田神明神社棟札	古文書	町	平9. 4. 1	寛文3年、山内承玄が柿 内・海松の草地を買い、新 田開発をおこなった。柳の 木を神木として神社を創 建。棟札に開拓者と入作者 名が記されている。	神明神社	大吉新田
21	片野万右衛門作 図四間門樋正写之図	絵画	町	平9. 4. 1	美濃紙、巻装仕立 四間門樋は、輪中内の悪水 吐きと外水の逆流を防ぐ役 割を果たす建造物。万右衛 門自ら画いた設計図であ る。	片野記念館	四郷1825
22	円空仏	彫刻	町	平9. 4. 1	木造、薬師如来像 高さ25 cm いつまつられたかは不明。 木造部分の他の光背や蓮台 は後で組み合わされたもの である。	願正寺薬師堂	中郷477

NO.	名 称	細区分	指定	指定 年月日	種類規模等	所有者名	所 在 地
23	弥生後期～古墳 中期土器	考古資料	町	平9. 4. 1	県下の弥生式土器出土地として、南限に位置する遺跡。 壺形、杯、高杯、土師器、須恵器	町歴史民俗資料館	中郷新田
24	弥生後期～古墳 前期土器	考古資料	町	平9. 4. 1	出土した土器につぼ形丹彩土器がある。この土器は、埋葬儀式的祭器に用いたと思われる。	片野記念館	四郷1825
25	芭蕉句碑	史跡	町	平9. 4. 1	石碑一基、高さ110m 棚橋碌々翁が明治29年、祖翁（芭蕉）を偲んで建立したと伝えられている。	江翁寺	楡俣新田410
26	俳句奉納額	書跡	町	平10. 3. 2	木質、長方形。43cm×18.9cm この奉納額については、確かな伝承や記録はみつからない。当町にも俳句の同好者が多数いたことが伺われる	願正寺薬師堂	中郷477
27	宝暦治水三之手 出張小屋跡	史跡	町	平10. 3. 2	墨俣輪中から本阿弥輪中までが三之手の工区で出張小屋は、大藪の庄屋渡辺勘右衛門の屋敷に置かれた。	戦没者遺族会	大藪939-9
28	薩摩義士に関する遺墨	古文書	町	平11. 2. 15	掛軸、紙本。 色紙39×42.5cm、 掛軸120×54cm 薩摩堰築造時の出小屋を提供した山崎八左右衛門と薩摩義士俳号桃山との交遊を偲ぶことができる遺墨。	山崎 明	大藪488-44
29	関ヶ原合戦戦没者埋葬の北塚	史跡	町	平14. 2. 15	関ヶ原合戦の前哨戦といわれる8月16日の夜半、東軍が大樽川を渡り、十連坊、楡俣村に火を放った。西軍は必死に戦ったが破れ福東城は落ちた。そのときの遺骸を葬り、石物を建て、塚を築き、墳墓とした。	輪之内町	東大藪

1 2 輪之内町が締結している防災関連協定一覧

名 称	締結先	締結年月日	内 容
消防相互応援協定	大垣市 (0584-81-4111)	昭和42年 3月1日	◆それぞれの市町の区域内に発生した災害の防ぎよを応援するため、消防隊又は救急隊を派遣する。 ◆派遣された消防隊又は救急隊の指揮は、原則として応援を受けた市町の消防長、消防署長又は消防団長が行う。
	神戸町 (0584-27-3111)	昭和42年 3月1日	◆それぞれの町の区域内に発生した災害の防ぎよを応援するため、消防隊又は救急隊を派遣する。 ◆派遣された消防隊又は救急隊の指揮は、原則として応援を受けた町の消防長、消防署長又は消防団長が行う。
	安八町 (0584-64-3111)	昭和42年 3月1日	◆それぞれの町の区域内に発生した災害の防ぎよを応援するため、消防隊又は救急隊を派遣する。 ◆派遣された消防隊又は救急隊の指揮は、原則として応援を受けた町の消防長、消防署長又は消防団長が行う。
	養老町 (0584-32-1100)	昭和42年 3月1日	◆それぞれの町の区域内に発生した災害の防ぎよを応援するため、消防隊又は救急隊を派遣する。 ◆派遣された消防隊又は救急隊の指揮は、原則として応援を受けた町の消防長、消防署長又は消防団長が行う。
	海津市 (旧平田町) (0584-53-1111)	昭和43年 3月1日	◆それぞれの町の協定に定める次の区域内に発生した災害の防ぎよを応援するため、消防隊又は救急隊を派遣する。 【火災の鎮圧】 輪之内町：仁木小学校校下の区域（第1次派遣） 平田町：西島、高田、土倉、脇野を除く全域（第1次派遣） 【その他の消防業務】 輪之内町：全域（第2次派遣） 平田町：全域（第2次派遣） ◆派遣された消防隊又は救急隊の指揮は、原則として応援を受けた町の消防長、消防署長又は消防団長が行う。
	羽島市 (058-392-1111)	平成元年 6月1日	◆それぞれの町の協定に定める次の区域内に発生した災害の防禦を応援するため、消防隊又は救急隊を派遣する。 【火災の鎮圧】

名 称	締結先	締結年月日	内 容
岐阜県広域消防相互応援協定	岐阜県内市町村	平成3年 4月1日	羽島市：市町境界の橋梁の端（長良川右岸堤）より約2km以内の区域（第1次派遣） 全域（第2次派遣） 輪之内町：市町境界の橋梁の端（長良川左岸堤）より約2km以内の区域（第1次派遣） 全域（第2次派遣） 【救急業務】 羽島市：全域（第2次派遣） 輪之内町：全域（第2次派遣） 【その他の消防業務】 羽島市：全域（第2次派遣） 輪之内町：全域（第2次派遣） ◆派遣された消防隊又は救急隊の指揮は、原則として応援を受けた市町の消防長、消防署長又は消防団長が行う。 ◆県内において大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害の被害を最小限に防止する。 ◆広域応援の対象となる災害は次のとおり。 ①大規模な地震、風水害 ②大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の災害 ③航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故 ④その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害 ◆応援要請の種類 ①ブロック要請 県内5ブロック内の市町村等に対して行う応援要請 ②県域要請 ブロック等でも、なお災害の被害防除が困難な場合、他のブロックの市町村等に対して行う応援要請 ◆応援要請の方法 災害の発生地を管轄する市町村等の長から他の市町村等の長に対し、応援に必要な事項を明確に行う。 ◆応援隊の派遣 応援要請を受けた市町村等の長は、自管内の消防力に特に支障がない限り、応援隊を派遣する。 ◆応援隊の指揮は、要請側の現地指揮本部の長が応援隊の長を通じて行う。 ◆経費の負担 応援側、要請側で負担する。

名 称	締結先	締結年月日	内 容
岐阜県水道災害相互応援協定	岐阜県、岐阜県内市町村 (058-272-1111)	平成9年 4月1日	◆自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来した岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者が岐阜県の調整の下に相互応援活動を行う。 ◆応援の要請原則として、県に必要な措置を要請する。 ◆応援の内容 ①給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供 ②応急給水作業 ③応急復旧作業
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村会 (058-272-1111) (058-277-1137) (058-277-1123)	平成10年 4月1日 平成29年 9月1日(修正)	◆災害を受けた市町村独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、県及び市町村相互の応援を円滑に実施する。 ◆応援の内容 ①物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣 ②被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん ③清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあつせん ④災害を受けた児童及び生徒の応急の教育の受け入れ ⑤緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置 ⑥前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項 ◆応援経費の負担 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村が負担する。
災害時における医療救護に必要な医薬品等の供給に関する協定	岐阜県医薬品商組合、岐阜県支店、大垣田丸敏弘 (0584-89-2831)	平成15年 5月1日	◆地震、風水害、大火災、その他の原因となる災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法第2条第13号の規定により警戒宣言が発せられた場合 ◆協力要請 ◆町が医薬品等の確保を必要とするときは、組合に対して医薬品等の供給を要請する。 ◆費用 組合が供給した医薬品等の費用については、町が負担する。
災害時の医療救護に関する協定	岐阜県安八郡医師会、長岩田雅人 (0584-63-0038)	平成18年 4月1日	◆災害時において、災害救助法及び輪之内町地域防災計画に基づき町が医療救護を実施する場合 ◆医療救護班の派遣

名 称	締結先	締結年月日	内 容
災害時の救護病院指定に関する協定	大垣市民病院 開設者 大垣 市長 小川敏 (0584-81-4111)	平成18年 7月1日	①防災計画等に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、医師会長に対し医療救護班の編成及び派遣を要請する。 ②要請を受けた場合、医師会長は医療救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣する。 ◆医療救護班に対する指揮 医療救護班に対する指揮命令及び医療救護の連絡調整は、町長の指定する者が行う。 ◆医療救護班の業務 医療救護班は、原則として町の救護所において次の医療活動を行う。 ①傷病者に対する選別 ②傷病者に対する応急措置及び必要な医療 ③助産 ④収容医療機関への転送の要否及び順位の決定 ⑤死亡の確認及び死体の検案 ◆医薬品等の供給 医療救護班が使用する医薬品等は、医療救護班が携行するもののほか、町が供給する。 ◆費用の弁償等 医療救護活動を実施した場合の次の経費は、町を経由して岐阜県へ請求するものと定める。災害救助法を適用されない場合にも輪之内町地域防災計画の定めるところにより、町が負担する。 ①医療救護班の編成及び派遣に要する経費 ②医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費 ③医療事故の処理 ◆①応急救護所等での医療救護活動及び収容医療機関における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、町の責任において対処する。 ②町は、医師会の会員に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しない。 ◆防災計画等に基づき救護病院における医療救護活動を実施する必要がある場合は、大垣市民病院に対し医療救護活動の実施を要請する。 ◆大垣市民病院は、要請を受けた場合は、次の医療救護活動を実施する。 ①重症患者の処置及び収容、並びに中等傷患者に対する処置 ②広域救護病院等への患者移送手配 ③医療救護活動の記録及び町への報告 ④その他必要な事項 ◆医薬品、衛生材料が不足した場合、町の責任において確保する。

名 称	締結先	締結年月日	内 容
災害時の応援業務に関する基本協定	岐阜県公共福祉会 託登記土地協会 屋調査士協会 理事長 大保木 正博、大垣支 所長 中山次男 (058-248-1895)	平成18年 11月1日	◆災害対策基本法第2条第1項に定める災害の予防、災害が発生した場合 ◆応援業務の種類は次のとおり。 ①町管理公共施設等の被災状況の調査 ②町管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元 ③登記・境界関係相談所の開設 ④平常時における町管理公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定等 ⑤上記に定めるもののほか、特に必要な応援業務 ◆町から要請を受けた時は、速やかに社員を動員する。 ◆要請により社員が応援業務に要した経費は町が負担する。 ◆地震災害・水害・武力攻撃等による災害が発生した場合 ◆応急生活用物資提供の協力要請 町は、災害が発生し、被災住民の応急生活用物資を確保する必要があると判断した場合、輪之内町商工会に対して会員が保有する提供可能な生活用物資の提供協力を要請することができ（提供物資：清涼飲料水、菓子類、パン、食料品、酒類、洗剤、トイレットペーパー、乾電池、懐中電灯、ラジオ）。 ◆費用負担 会員が提供した生活用物資の対価及び運搬等に要した費用は町が負担する。
災害時における水道施設の応急復旧の協力を協定	輪之内町商工会 会長 森一夫 (0584-69-2188)	平成19年 9月3日	◆輪之内町地域防災計画で想定する大規模な地震災害・風水災害が発生し、災害により被害が生じた場合 ◆協力要請 災害発生により被災した水道施設に対して応急復旧の為に活動を要請することができる。 ◆出動した会員及び所属員は、現場災害対策本部等の指示により、応急復旧工事に従事する。 ◆費用負担 町の要請に基づき組合が実施した応急復旧工事に要した費用は、町が定める基準により精算して組合に支払う。 ◆連絡体制 輪之内町役場：輪之内町災害対策本部内における水道施設・水道事業体を担当する部又は課 組合：安八郡管工事設備組合事務局（本部長） 輪之内町内の組合員 (株)加納水道設備、(株)小寺電気商会、(有)小塚工業、(有)伊藤設備、輪之内山設備、森島電気商会

名称	締結先	締結年月日	内 容
災害時応援協力に関する協定	輪之内町建設業協会 株式会社 藤幸組 代表取締役 近藤幸男 (0584-69-2991)	平成20年11月17日 平成24年10月5日(修正)	◆ 災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、町が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合 ◆ 応援協力 ① 建設防災支援隊により、被災現場に赴き、自主防災組織、警察、消防及びその他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること。 ② 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと。 ◆ 経費の負担 応援協力に関する経費は、町が負担する。 ◆ 正会員：株式会社藤幸組、株式会社三共建設、日八工業株式会社、株式会社山北建設 ◆ 準会員：有限会社服部建材
災害時応援協力に関する協定	輪之内町緊急会議会 代表取締役 大晃 株式会社 取締役 富永智広 (0584-69-4885)	平成21年2月10日 平成29年9月19日(修正) 平成30年4月13日(修正)	◆ 災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、町が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合 ◆ 応援協力 ① 建設防災支援隊により、被災現場に赴き、自主防災組織、警察、消防及びその他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること。 ② 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと。 ◆ 経費の負担 応援協力に関する経費は、町が負担する。 ◆ 協力会員：株式会社大晃、株式会社伸栄土木、株式会社日比鉄工、有限会社タカカギ、有限会社小塚工業、株式会社加納水道設備、株式会社小寺電気商会、有限会社福島、有限会社伊藤設備、森島電気商会、SKY-Jワークロード
災害時における応急対策活動に関する協定	西濃電気工事協同組合 理事長 高橋勤 (0584-73-8343)	平成21年3月27日	◆ 輪之内町地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合。 ◆ 協力要請 災害に際し町のみで災害応急対策活動が実施できないときは、組合に対して、初期電気復旧活動等の状況に応じた災害応急対策活動の実施について、次の協力を要請する。 ① 応急活動に必要となる組合員の派遣に関すること。 ② 応急活動の実施 ◆ 組合員は、協力の要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、自らの判断により応急活動を開始し、要請内容に従い実施する。 ◆ 組合員は、応急活動の実施の際、町から貸与された輪之内町災害活動協

名 称	締結先	締結年月日	内 容
			力員の証を携行する。 ◆経費の負担等 町の要請に基づき、組合が実施した応急活動に係る経費は、無償とする。 ◆連絡責任者 協定の実施に当たり連絡調整及び指示を行う連絡責任者は、輪之内町総務部長、西濃電気工事協同組合理事長とする。 ◆輪之内町内の組合員 有限会社東名、株式会社小寺電気商会
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	マックスバリュ株式会社 東京支店 輪之内店 セブンイレブン 支店 マックスバリュ 支店 輪之内店 倉本裕之 (0584-69-5211)	平成23年 2月15日	・地震等による大規模災害が発生した場合 ・協力の内容 ①マックスバリュ輪之内店が所有又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供する。 ②同店舗において、被災者に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供する。 ③同店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。 ④同店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供する。 ・連絡責任者 輪之内町役場：総務課長 マックスバリュ輪之内店：マックスバリュ輪之内店店長 ・費用の負担 防災協力に要した費用の負担は、町とマックスバリュ輪之内店が協議して決定し、マックスバリュ輪之内店に支払う。
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局長 富田英治 (052-953-8119)	平成23年 2月21日	◆重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ◆情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。 ①町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき ②輪之内町災害対策本部が設置されたとき ③その他整備局長又は町長の要請と認めたとき ◆現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長が設置する災害対策本部等に派遣する。 ◆情報交換の内容 ①一般被害状況に関すること

名 称	締結先	締結年月日	内 容
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永賢一 (0584-68-1280)	平成23年 4月29日	②公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること ③その他必要な事項 ◆地震等による大規模災害が発生した場合 ◆協力内容は次のとおり。 ①ゲンキー輪之内店駐車場を、一時避難場所として被災者に提供する。 ②同店舗において、被災者に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供する。 ③同店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供する。 ④同店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供する。 ⑤上記に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。 ◆連絡責任者 輪之内町役場：総務課長 ゲンキー株式会社：ゲンキー輪之内店店長 ◆費用の負担 防災協力を要した費用の負担は、町とゲンキー株式会社が協議して決定し、町がゲンキー株式会社に支払う。
災害時における物資供給に関する協定	西美濃農業協同組合 代表理事 組合長 後藤角雄 (0584-73-8111)	平成23年 9月22日	◆地震等による大規模災害が発生した場合 ◆物資の供給要請 災害時における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、西美濃農業協同組合が保有する物資の供給を要請することができ る。 ◆物資の種類 町が要請できる物資の種類は、西美濃農業協同組合が取り扱っているもののうち、町が緊急に必要なもの。 ◆費用の負担 防災協力を要した費用の負担は、町と西美濃農業協同組合が協議して決定し、町が西美濃農業協同組合に支払う。 ◆広域支援体制の整備 西美濃農業協同組合は、他の農業協同組合等との間で連携を強化し、災害時において広域的な支援が受けられる体制の整備に努める。

名 称	締結先	締結年月日	内 容
災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人 信輪会 理事長 田中 信成 (0584-69-5551)	平成24年 8月1日	◆ 輪之内町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合における介護が必要となる高齢者等及び障がい者（要援護者）の緊急受入れを要請するもの 要請できる内容は下記の通り ①被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ ②輪之内町地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ ※緊急受入れ機関は原則30日間とする。
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	S K Y . J . ワルド株式会社 代表取締役 片山 潤 (0584-69-5631)	平成24年 11月16日	◆ 輪之内町内で地震、風水害その他による大規模災害が発生した場合 ◆ 協力要請 大規模災害時において必要と認める時、次の業務の実施を要請する。 ①緊急車両の走行や活動を阻害している車両及び障害物の除去 ②人命救助のための障害物の除去 ③災害救助物資輸送道路の確保及び維持作業 ④応急復旧活動を阻害している車両等の除去 ⑤その他、町が必要と認めるもの ◆ 経費の負担 協定業務に基づく応援業務に要した費用は、町が負担する。
災害時におけるL P ガスの供給に関する協定	岐阜県L P ガス協会西濃支部 野寺正明 (0584-47-7771)	平成25年 10月1日	◆ 輪之内町内に地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法第2条第13号による警戒宣言が発せられた場合 ◆ 協力要請 災害時においてL P ガスを必要とするとき、L P ガスの供給について協力を要請する。 ◆ 費用の負担 L P ガスの対価及び運搬等の費用の負担は、町と岐阜県L P ガス協会西濃支部が協議して決定し、町が岐阜県L P ガス協会西濃支部に支払う。
西濃地域における越境避難に関する協定	大垣市 (0584-81-4111)	平成27年 2月10日	◆ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、当該市町村の避難場所に避難するより隣接する市町に避難する方が安全と認められる地域の住民の円滑な一時避難に係る協力

名 称	締結先	締結年月日	内 容												
	養老町 (0584-32-1100) 海津市 (0584-53-1111) 神戸町 (0584-27-3111) 安八町 (0584-64-3111) 大野町 (0585-34-1111)		◆避難施設 <table><tr><td>越境避難地域</td><td>避難施設</td></tr><tr><td>大垣市平町地内（揖斐川以東）</td><td>安八町立名森小学校</td></tr><tr><td>養老町大巻字東川並及び字北川並</td><td>海津市立今尾小学校</td></tr><tr><td>神戸町西座倉</td><td>大野町立南小学校</td></tr><tr><td>輪之内町福東川西</td><td>大垣市立江東小学校</td></tr><tr><td>輪之内町塩喰川西</td><td>養老町立笠郷小学校</td></tr></table> ◆使用の要請 避難元市町村の長は、越境避難地域の住民が避難施設に避難する必要があることと認めたとときは、避難先市町の長に対して避難施設の使用を要請することができる。 ◆協力の内容 避難先市町の長は、要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難施設を当該要請に係る越境避難地域の住民が使用することを認める。 ◆この協定に定めがない事項は避難元市町と避難先市町がそれぞれ協議して定める。 ◎協定実施細目（大垣市、養老町）平成２７年２月１０日 ◆協力要請 避難施設を輪之内町の越境避難住民が使用することを認めたときは、次に掲げる業務を行うものとする ①速やかに協定別表に規定する避難施設を開設する ②輪之内町の避難住民を受け入れる ③避難施設に避難した輪之内町の避難住民に食料、毛布その他の物資を配給する ◆経費の負担 ①避難先市町の負担 協力を業務に従事した避難先市町の職員の給与、旅費等 ②輪之内町の負担 避難先市町が輪之内町の避難住民に配給した食料、毛布その他の物資により避難先市町に要する費用 ③前項に定めるもののほか協力業務に要する経費の負担については、避難先市町及び輪之内町が協議して定める	越境避難地域	避難施設	大垣市平町地内（揖斐川以東）	安八町立名森小学校	養老町大巻字東川並及び字北川並	海津市立今尾小学校	神戸町西座倉	大野町立南小学校	輪之内町福東川西	大垣市立江東小学校	輪之内町塩喰川西	養老町立笠郷小学校
越境避難地域	避難施設														
大垣市平町地内（揖斐川以東）	安八町立名森小学校														
養老町大巻字東川並及び字北川並	海津市立今尾小学校														
神戸町西座倉	大野町立南小学校														
輪之内町福東川西	大垣市立江東小学校														
輪之内町塩喰川西	養老町立笠郷小学校														

名 称	締結先	締結年月日	内 容
非常災害発生時における土地 使用に関する協定	中部電力株式会社 大垣営業所長 川村達一 (0584-81-8120)	平成28年 3月1日	◆中部電力株式会社は、大垣営業所管内（西濃圏域2市9町）の電力設備に大規模な被害が予想される場合または発生した場合に、輪之内町が所有する土地を、中部電力が復旧拠点として無償で使用することができる。 ◆使用できる土地 所在地：岐阜県安八郡輪之内町中郷新田1513番地 施設名称：輪之内町総合施設附帯駐車場 使用目的：駐車スペース、復旧要員の待機場所、資材置場 ◆使用期間 使用許可を受けた日から災害復旧が完了した日まで
災害時における支援協力に 関する協定	マックスバリュ 中部株式会社 代表取締役 鈴木芳知 (052-857-0715) イオンビレッジ 株式会社 代表取締役 鈴木新樹 (052-533-6810)	平成28年 3月4日	◆地震、風水害、その他の災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合 ◆協力の内容 被災者に対して、迅速かつ円滑に物資等の供給を行う。 ①イオンビレッジ(株)は、食糧・生活物資等を提供する。 ②マックスバリュ中部(株)またはイオンビレッジ(株)の所有または管理する施設を一時避難場所として被災者に提供する。 ③マックスバリュ中部(株)またはイオンビレッジ(株)の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を提供すること。 ④マックスバリュ中部(株)またはイオンビレッジ(株)の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。 ◆連絡責任者 輪之内町役場：危機管理課長 マックスバリュ中部(株)：総務担当マネージャー イオンビレッジ(株)：ザ・ビレッジ輪之内店長 ◆費用の負担 防災協力に要した費用の負担は、町と2社が協議して決定し、町が支払う。
西南濃町村会地域災害時相 互応援協定	養老町 (0584-32-1100) 垂井町 (0584-22-1151) 関ヶ原町 (0584-43-1111)	平成29年 5月9日	西南濃町村会に属する町の区域において風水害、地震災害及びその他災害発生の恐れがある場合又は現に災害が発生した場合並びに武力攻撃事態における広域的な相互応援 ◆応援の内容 ①食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材 ②救援及び救助活動に必要な車両、資機材等 ③被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧等に必要なる物資又は資機材

名 称	締結先	締結年月日	内 容
	神戸町 (0584-27-3111) 安八町 (0584-64-3111)		④救援、救助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣 ⑤被災者の受入れ ⑥その他、協定町から要請があった事項 ◆応援要請の方法 応援を要請した町の長から応援可能な関係町の長に対し、応援に必要な事項を明記の上、文書により行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。 ◆応援隊の派遣 応援要請を受けた関係町の長は、自管内の業務に重大な支障がない限り応援隊を派遣する。応援隊の指揮は、応援要請町の長、災害対策本部長又は国民保護対策本部長等が行う。
災害時における輪之内町と社会福祉協議会との関係 社会福祉協議会 福祉協会の相互支援に関する協定	社会福祉協議会 会長 加藤 正昭 (0584-69-4433)	平成30年 1月22日	輪之内町内で大規模な災害が発生した場合において、輪之内町地域防災計画に基づき、災害時における応急対応等に対する相互協力について定める。 ◆災害対策本部及び活動支援が必要と判断した際に、ボランティアセンターの設置を要請する。 ◆ボランティアセンターが実施する活動 ①災害ボランティア活動の受入及び支援活動派遣 ②災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供 ③災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供 ④その他、センターの運営にあたり必要と認められる事項 ◆経費負担 町は、センターの設置及び運営に関して、必要な経費を負担する。 ◆損害補償 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、別に加入するボランティア保険において対応する。ボランティア保険の保険料は基本的に個人負担とするがセンターで保険に加入する場合は町が経費を負担する。
災害支援協力に関する覚書	日本郵便株式会社 輪之内郵便局長 高木 茂紀 (0584-69-3877)	平成30年 4月1日	◆災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。 ①緊急車両等としての車両の提供 ②輪之内町又は郵便局が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

名 称	締結先	締結年月日	内 容																																												
	日本郵便株式会社 郵便局長 田中 伸幸 (0584-69-3991) 日本郵便株式会社 郵便局長 堅 田 豊 孝 (058-391-2921)		③郵便局ネットワークを活用した広報活動 ④災害救助法適用時における郵便業務に係る災害時特別事務取扱及び援護対策 ⑤郵便局が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の輪之内町への情報提供 ⑥避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項 ⑦株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱 ⑧前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項 ◆協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他の段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。 ◆輪之内郵便局長は、輪之内町災害対策本部の構成員に加わることができる。 ◆連絡責任者 輪之内町役場：危機管理課長 日本郵便株式会社：輪之内郵便局長																																												
特設公衆電話の設置等に関する覚書	西日本電信電話株式会社 岐阜支店長 徳升 良弘 (058-214-8417)	平成31年 4月25日	◆災害発生時において、被災者等の通信を確保するもの。 ◆設置場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>施設名(指定避難箇所)</th><th>住所(設置場所)</th><th>設置回線</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>町体育センター</td><td>四郷 247-1</td><td>3</td></tr> <tr> <td>2</td><td>町民センター</td><td>四郷 2530-1</td><td>3</td></tr> <tr> <td>3</td><td>町ふれあいセンター</td><td>中郷新田 2201-1</td><td>3</td></tr> <tr> <td>4</td><td>輪之内中学校体育館</td><td>四郷 2457</td><td>3</td></tr> <tr> <td>5</td><td>仁木小学校体育館</td><td>海松新田 830-1</td><td>3</td></tr> <tr> <td>6</td><td>仁木こども園</td><td>下大樽新田 261-2</td><td>3</td></tr> <tr> <td>7</td><td>福束こども園</td><td>南波 77</td><td>3</td></tr> <tr> <td>8</td><td>福束小学校体育館</td><td>里 983-1</td><td>3</td></tr> <tr> <td>9</td><td>大藪小学校体育館</td><td>大藪 1117</td><td>3</td></tr> <tr> <td>10</td><td>大藪こども園</td><td>大藪 1117</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	No	施設名(指定避難箇所)	住所(設置場所)	設置回線	1	町体育センター	四郷 247-1	3	2	町民センター	四郷 2530-1	3	3	町ふれあいセンター	中郷新田 2201-1	3	4	輪之内中学校体育館	四郷 2457	3	5	仁木小学校体育館	海松新田 830-1	3	6	仁木こども園	下大樽新田 261-2	3	7	福束こども園	南波 77	3	8	福束小学校体育館	里 983-1	3	9	大藪小学校体育館	大藪 1117	3	10	大藪こども園	大藪 1117	3
No	施設名(指定避難箇所)	住所(設置場所)	設置回線																																												
1	町体育センター	四郷 247-1	3																																												
2	町民センター	四郷 2530-1	3																																												
3	町ふれあいセンター	中郷新田 2201-1	3																																												
4	輪之内中学校体育館	四郷 2457	3																																												
5	仁木小学校体育館	海松新田 830-1	3																																												
6	仁木こども園	下大樽新田 261-2	3																																												
7	福束こども園	南波 77	3																																												
8	福束小学校体育館	里 983-1	3																																												
9	大藪小学校体育館	大藪 1117	3																																												
10	大藪こども園	大藪 1117	3																																												
安全・安心な町づくりに関する連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 岐阜支店長 丸山 隆行	令和2年 1月22日	◆相互の資源を有効に活用した協働による活動を進め、災害、犯罪被害及び交通事故のない安全・安心な地域社会の実現を図る。 ◆連携事項 1. 防災対策に関すること 2. 防犯対策に関すること 3. 交通事故防止に関すること 4. その他、地域の安全・安心に関すること																																												

名 称	締結先	締結年月日	内 容
災害時における応急対策活動に関する協定	一般財団法人 全日本瓦工組合 業連盟瓦葺部長 岐阜県瓦支部長 大垣支部長 片野 弘幸	令和2年 1月22日	◆ 輪之内町地域防災計画に定める災害、武力攻撃事態等、緊急対応事態及びこれに準ずる災害が発生した際の応急活動を円滑に実施する。 ◆ 応援の内容 被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及びブブルシート等を使用した応急活動について、次に掲げる協力を要請すること 1. 応急活動に必要な組合員の派遣に関すること 2. 1のほか、応急活動として必要な事項 ◆ 費用の負担 要請により実施した応急活動に係る資機材の破損・紛失により発生した費用は町負担とする。 ◆ 協力の要請 協定に基づく要請は口頭または電話等で行うものとし、町は事後速やかに当該事項を文書によって提出する。 ◆ 災害補償 応急活動の実施に伴い、組合の作業者が災害を受けた場合の補償は災害対策基本法に基づき、輪之内町消防団員等公務災害補償条例の定めによる。
大規模災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワ ーグリッド株 式会社 大垣営業所 田中 哲也	令和2年 10月8日	◆ 輪之内町内で地震及び風水害・雪害等による大規模災害が発生又は予想される場合、相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、町民生活の早期復旧に資することを目的とする。 ◆ 連携内容 1. 大規模災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連携体制を確立し、停電情報等必要な情報を連絡する。また、必要に応じて町の災害対策本部へ情報連絡員を派遣する。 2. 大規模災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できよう、平時からの連絡窓口の情報共有を図る。また、各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力をを行う。 3. 大規模災害発生時に町が所有する設備に関連して町が管理する道路の通行に支障を来したため、連携して通行の確保にあたる。 4. 早期の停電復旧のため、必要な箇所の道路啓開作業を実施する。 5. 倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、岐阜県と連携のうえ、事前対策に取り組む。 6. 双方が所有する連絡・通信手段等を利用して停電情報及び復旧見通し情報等を発信する。 ◆ 費用負担 事業に要した費用のうち、本来町または中部電力が行うべき作業に係る費用について、双方協議のうえ請求することができる。

名称	締結先	締結年月日	内容
災害時における応急生活物資供給に関する協定	生活協同組合 コープさっぽろ 理事長 大坪 光樹	令和3年 1月18日	◆ 災害時において町民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、相互に協力して応急生活物資の供給をするために必要な事項を定めるもの ◆ 応急生活物資の供給内容 ・食料（水、飲料、パン、果物、レトルト食品 等） ・主食（弁当、缶詰、めん類 等） ・食生活必需品（日用品、インスタントラーメン、缶詰、めん類 等） ・生活必需品（蚊取り線香、使い捨てカイロ、毛布 等） ◆ 要請手続きは規定の要請書にて行う。ただし、緊急を要するときは、協力口頭又は電話等をもつて要請し、後日速やかに文書を送付する。 ◆ 費用負担は保有商品の対価及び運搬等の費用については町が負担する。
災害時における協力体制に関する協定	社会福祉協議会 福祉協議会 会長 戸神 孝司 公益財団法人 大垣青年会議所 理事長 原 秀輔	令和3年 7月20日	◆ 輪之関町が開設し、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに関する協定 ◆ 活動内容について、大垣青年会議所が運営を行う。 ・被災者への支援（生活被被害者への支援） ・避難所事務の支援（避難所の運営） ・緊急事態の支援（災害発生時の支援） ・その他、必要となる活動 ◆ 活動内容について、大垣青年会議所が運営を行う。 ・被災者への支援（生活被被害者への支援） ・避難所事務の支援（避難所の運営） ・緊急事態の支援（災害発生時の支援） ・その他、必要となる活動 ◆ 要請は社会福祉協議会を通じて、大垣青年会議所に要請を行う。
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社 代表取締役 川邊 健太郎	令和4年 1月5日	◆ 地震、豪雨、洪水、暴風その他の災害に対し町が住民等に対して必要となる情報提供を行う。 ◆ 協力の内容 ・災害発生時の防災情報（防災情報、避難情報、被害情報、避難所情報、避難所への避難要請情報等） ・避難所への避難要請情報（避難所への避難要請情報、避難所への避難要請情報等） ・町内の避難情報（町内の避難情報、町内の避難情報等） ・町内の避難情報（町内の避難情報、町内の避難情報等） ・町内の避難情報（町内の避難情報、町内の避難情報等）

名 称	締結先	締結年月日	内 容
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	中北薬品株式会社 常務取締役 山本 哲也	令和4年 3月16日	◆地震、風水害、大規模火災その他の災害が発生した(する恐れ)の際に避難所生活に必要な応急生活物資の調達を行う。 ◆応急生活物資の内容 紙おむつ、生理用品、(濡れ)ティッシュ、トイレットペーパー、粉(液体)ミルク、哺乳瓶、マスク、体温計、消毒液、医薬品 ◆要請手続き 物資の調達要請書をもって行う。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請を行い、要請後速やかに文書を提出する。 ◆費用の負担 調達した物資の代金及び運搬に要した経費は、調達要請直前の価格を参考に協議の上決定し、中北薬品の請求により町は代金の支払いを行う。
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 セリタコー 理事 長 雄一郎 捧	令和5年 7月20日	◆地震、風水害、大規模火災その他の災害が発生した(する恐れ)の際に避難所生活に必要な物資の供給を行う。 ◆物資の内容 作業関係用品…ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、雨具、土嚢袋等 日用品…毛布、タオル、使い捨て食器、ウェットティッシュ、マスク等 水関係…飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク等 冷暖房器具等…大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ等 電気関係等…投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ・ボンベ等 トイレット関係等…救急キット等 ◆要請手続き 物資の調達要請書をもって行う。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請を行い、要請後速やかに文書を提出する。 ◆費用の負担 調達した物資の代金及び運搬に要した経費は、調達要請直前の価格を参考に協議の上決定し、NPO法人セリタコーの請求により、町は代金の支払いを行う。
災害時等における無人航空機の運用に関する協定	株式会社大垣 自動車学校 代表取締役 岡田 正昭	令和6年 10月29日	◆自然災害や大規模事故等の他、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる(恐れ)がある場合において無人航空機による情報収集が必要な場合 ◆協力の内容 災害対応等に必要映像、画像等の情報収集及び災害支援 ◆要請手続き 協力要請書の提出により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請を行い、要請後速やかに文書を提出する。

名 称	締結先	締結年月日	内 容
電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定	(株)ヨロズ 代表取締役社長 平中 勉 (株)ヨロス・サステナブル マネジメント・センター 代表取締役社長 岐日産自動車(株) 代表取締役社長 及川 隆二 日産自動車(株) 理事 後藤 収 岐日産自動車(株) 代表取締役社長 星野 真一	令和7年 3月17日	◆電気自動車の普及啓発を進めるとともに、輪之内町における脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの削減や自助力、共助力、公助力向上を図るための災害対策強化等、地域課題の解決に向けて相互に連携して取り組むことを目的とする。 ◆協力内容 ①電気自動車の普及促進、利活用に関すること ②環境教育の実施に関すること ③災害時における電気自動車の活用に関すること ④その他、方法及び戊に対して行う協力の要請は、「災害時における協力要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書処理するものとする。 ◆費用の負担 この協定に基づく貸与車両等の使用料については、原則無償とする。
災害時における入浴支援等に関する協定	特定非営利活動法人Vネット 理事長 川上 哲也	令和7年 7月8日	◆輪之内町内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、入浴支援、洗濯支援及び送風機の貸与等を行う ◆協力内容 ①甲及び乙が保有又は調達可能な入浴設備や洗濯機等の運搬、設置等 ②前号により整備した入浴施設の運営 ③入浴設備や洗濯機等の保守等 ④その他、乙が保有する送風機等、支援に必要な物資の貸与等 ◆費用の負担 入浴支援等に要した費用は、原則として甲が負担する。
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社大光	令和8年 5月18日	◆輪之内町内で、地震、風水害、大規模火災その他の災害が発生、又は発生のおそれがある場合に、輪之内町の要請に応じ物資の調達を行う ◆応急生活物資の内容 飲料水、缶詰、調理済み加工食品、マスク、ラップ・アルミホイル、衛生手袋 ◆要請の手続き 要請書をもって行う。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請を行い、要請後速やかに文書を提出する。 ◆費用の負担 調達した物資の代金及び運搬に要した経費は、調達要請直前の価格を参考に協議の上決定し、中北薬品の請求により町は代金の支払いを行う。

輪之内町地域防災計画様式一覧

様式番号	様式名	部名
1	労務者出役表	共
2	賃金台帳	共
3-1	災害救助法による従事命令書	共
3-2	同上命令の取消命令	共
3-3	災対法による従事、協力命令	共
3-4	同上命令の変更命令	共
3-5	同上命令の取消命令	共
3-6	実費弁償請求書	共
3-7	災害救助法による扶助金支給申請書	共
3-8	災害対策基本法による損害補償費支払請求書	共
3-9	従事者台帳	共
4	災害派遣要請諸依頼について	本
5	自衛隊の撤収要請諸依頼について	本
6-1	緊急通行車両確認証明書	情
6-2	標章	情
7-1	車両使用書	情
7-2	輸送記録簿	情
7-3	輸送明細書	情
8	即時速報(災害即報)	共
9-1	住家等一般被害状況等報告書	情
9-2	住家等一般被害調査表	情
10-1	社会福祉施設等被害状況等報告書	情
10-2	社会福祉施設被害調査表	情
11-1	医療衛生施設被害状況等報告書	医
11-2	医療、衛生施設被害状況報告書	医
11-3	医療、衛生施設被害状況報告書(水道施設)	ウ
12	商工業関係被害状況等報告書	資
13	観光施設被害状況等報告書	資
14-1	農業関係被害状況報告	資
14-2	農作物(農産)被害状況報告書	資
14-3	農業(耕地)関係被害状況等報告書	資
14-4	樹体被害報告書	資
14-5	畜産関係被害状況報告書	資
14-6	蚕糸関係被害状況報告書	資
14-7	水産関係被害状況報告書	資
14-8	漁船被害状況報告書	資
14-9	漁具被害状況報告書	資
14-10	水産等関係共同利用施設被害状況報告書	資
14-11	養殖施設被害状況報告書	資
14-12	養殖物被害状況報告書	資
15	土木施設被害状況報告書	情
16	都市施設被害状況報告書	情
17	教育・文化関係被害状況等報告書	情
18	町有財産被害状況等報告書	情
19-1	総合被害状況調	本
19-2	法定被害状況報告書	本
19-3	災害総合被害状況調	本
20	消防関係報告書(即時通報)	消
21	非常通信用紙	共
22	災害情報	共
23-1	り災者台帳	本
23-2	り災証明書	本
23-3	仮り災証明書	本
23-4	り災者旅行証明書	本
24	救助日報	共
25-1	救助実施記録日計票	共

輪之内町地域防災計画様式一覧

様式番号	様式名	部名
25-2	救助の種目別物資受払状況	共
25-3	救助用物資引継書	資
25-4	救助用物資割当台帳	資
25-5	物資の給与状況	資
26-1	避難所設置及び収容状況	避
26-2	避難所用施設及び器物借用整理簿	避
27-1	炊き出し給与状況	炊
27-2	炊き出し協力者、奉仕者名簿	炊
28	飲料水の供給簿	ウ
29	世帯構成員別被害状況報告書	資
30	住宅総合災害対策報告書	資
31-1	応急仮設住宅入居該当世帯調	資
31-2	応急仮設住宅入居者台帳	資
31-3	災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書	資
32-1	住宅応急修理該当世帯調	資
32-2	住宅応急修理記録簿	資
33-1	障害物除去該当世帯調	資
33-2	障害物除去記録簿	資
34	被災世帯状況調	資
35-1	医療班経費請求書	医
35-2	医療班出勤編成表	医
35-3	医療救護活動報告書	医
35-4	医療班医薬品衛生材料使用記録	医
35-5	病院診療所医療実施状況	医
35-6	助産台帳	医
36	り災者救出状況記録簿	医
37-1	被災児童生徒名簿	情
37-2	被災教科書報告書	情
37-3	学用品引継書	情
37-4	学用品の給与状況	情
37-5	学校施設の被害状況報告書	情
37-6	被災児童生徒数調	情
37-7	学校給食用物資被害状況報告書	情
37-8	児童生徒被災状況報告書	情
38-1	遺体搜索状況記録簿	衛
38-2	遺体搜索用機械器具修繕簿	衛
38-3	遺体処理台帳	衛
38-4	埋葬台帳	衛
39-1	被害状況報告書	医
39-2	防疫活動状況報告書	医
39-3	災害防疫経費所要額調〔市町村支弁分〕	医
39-4	災害防疫業務完了報告書	医
39-5	災害防疫調査指導票	医
40-1	廃棄物処理施設等被害状況報告	衛
40-2	災害廃棄物処理事業報告書	衛
41-1	義えん金品拠出者名簿	ボ
41-2	義えん金品引継書	ボ
41-3	義えん金品受領書	ボ
41-4	現金出納簿	ボ
41-5	義えん金品受払簿	ボ
42-1	電話施設被害状況	本
42-2	緊急臨時電話架設依頼	本
43-1	災害対策本部行動表	本
43-2	災害対策(警戒)本部出勤人員	本
43-3	災害対策本部出納帳	本
44	自衛水防隊出勤人員	本

輪之内町地域防災計画様式一覧

様式番号	様式名	部名
45-1	長良川(楡俣)水位経過	本
45-2	長良川(東大藪)水位経過	本
45-3	揖斐川(南波)水位経過	本
45-4	揖斐川(今尾)水位経過	本
45-5	牧田川(旧横曽根橋)水位経過	本
46-1	火災等速報(火災)	本
46-2	火災等速報(特定の事故)	本
46-3	火災等速報(救急・救助事故)	本
47-1	災害速報(災害概況速報)	本
47-2	災害速報(被害状況即報)	本
48-1	避難所運営のチェックリスト	避
48-2	避難所生活ルール	避
48-3	避難所安全チェックリスト	避
48-4	避難者カード	避
48-5	避難者名簿	避
48-6	避難者ペット台帳	避
48-7	避難所用物品受払簿	避
48-8	避難所開設報告書	避
48-9	ボランティア受付表	避
48-10	避難所における備蓄物資の例	避
49	食糧配布表	資

部名	略称
全部共通	共
本部事務室・広報部	本
情報収集部	情
ライフライン部	ラ
医療・救護部	医
避難所部	避
資材部	資
炊き出し部	炊
ボランティア部	ボ
衛生部	衛
消防部	消

様式1号

労 務 者 出 役 表

出 役 表			
(雇上機関名)			
労務者	住 所		
	氏 名	(才)	
就 労 状 況			
月 日	歩 合	従 事 作 業	監督者 認印

備考 1 上の表は毎日就労前に係員に提出し終了後係員から受け取って下さい。

2 作業終了後又は係員が提出を求めたときは提出して下さい。

様式3号の1

公 用 令 書

公用令書発行番号	第	号
----------	---	---

住 所
職 業
氏 名

年 月 日 生

(法人その他の団体にあつてはその名称及び事業の種類)

災害救助法第7条の規定に基づき、次のとおり救助業務に従事することを命ずる。

従 事 す べ き 救 助 業 務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
出 頭 す べ き 日 時 場 所	

(法人その他の団体にあつては従事すべき業務の計画その他必要と認める事項を記載すること。)

年 月 日

岐阜県知事 氏 名 印

— 切 取 線 —

年 月 日 午 前 時 分
後

岐阜県知事 様

住 所
氏 名 印

(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

受 領 書

公用令書(年 月 日付第 号)を受領しました。

様式3号の1(裏)

令書の交付を受けた者の心得

- 1 この令書の交付を受けた者は、この令書を携行して指定の日時及び場所に出頭すること。
- 2 この令書の交付を受けた者は、傷病、疾病等により指定の日時に出頭し難い場合には医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添えて知事に遅滞なく届け出ること。
- 3 この令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合は、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書を添えて知事に遅滞なく届け出ること。
- 4 この令書の交付を受けた者で旅費の前払を受けなければ出頭することができない者は、居住者の市町村長にこの令書を提示して立替払を請求することができる。
- 5 この令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により6月以下の懲役又は50,000 円以下の罰金に処せられる。

様式3号の2

公用令書発行番号	第	号
公 用 令 書 発 行	第	号
番 号 年 月 日	年 月 日	

公 用 取 消 令 書

住 所
職 業
氏 名

(法人その他の団体にあつてはその名称及び事業の種類)

年 月 日付 第 号の公用令書にかかる従事命令は、その必要がなくなったのでこれを取り消す。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名 (印)

切 取 線

年 月 日 午 前後 時 分

輪之内町長 様

住 所
氏 名

(印)

(法人その他の団体にあつてはその名称及び事業の種類)

受 領 書

公用令書(年 月 日付第 号)を受領しました。

様式3号の3

従事
第 号
協力

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり
従事
協力を命ずる。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名 印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(注)1 用紙は、A4 とする。

2 受領書は、別紙にて様式3号の1に準じて作成する。

3 令書の交付を受けた者の心得は、別紙にて様式1号に準じて作成し、令書とともに交付する。

令書の交付を受けた者の心得

- 1 この令書の交付を受けた者は、この令書を携行して指定の日時及び場所に出頭すること。
- 2 この令書の交付を受けた者は、傷病、疾病等により指定の日時に出頭し難い場合には医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添えて知事に遅滞なく届け出ること。
- 3 この令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合は、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書を添えて知事に遅滞なく届け出ること。
- 4 この令書の交付を受けた者で旅費の前払を受けなければ出頭することができない者は、居住者の市町村長にこの令書を提示して立替払を請求することができる。
- 5 この令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により6月以下の懲役又は50,000 円以下の罰金に処せられる。

様式3号の5

取消 第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日付 第 号)にかかる処分を
取り消したので、同法施行令書第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

岐阜県知事

氏

名

印

(注)1 用紙は、A4 とする。

2 受領書は、別紙にて様式3号の1に準じて作成する。

様式3号の6

実費弁償請求書

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

職業

氏名

印

(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

実 費 弁 償 請 求 書

1 請求額 円

ただし、 年 月 日付 第 号の公用令書にかかるもの(明細書別紙のとおり)

上記金額を次の理由により請求します。

1 従事した業務

2 従事した時間

3 従事した場所

様式3号の7

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名 印

災害救助法による扶助金支給申請書

災害救助法第29条の規定により扶助金を支給されたく別添書類を添えて申請します。

負傷、疾病又は死亡した者の住所氏名					
負傷、疾病又は死亡の日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状態					
公用令書の発付年月日及び番号					
負傷、疾病又は死亡した者の 主な親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職業	備考

(注) 1 表題空白箇所には「療養、休養、障害、遺族、葬祭、打切」の該当事項を記載する。

2 本申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 療養扶助金については、医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
- (2) 障害扶助金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- (3) 遺族扶助金又は葬祭扶助金については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類
- (4) 休業扶助金については、負傷し、疾病にかかったため、従前の収入を得ることができず、かつ他に収入の見込みがない等給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (5) 打切扶助金については、療養の経過、病状全快までの見込期間等に関する医師の意見書

様式3号の8

損 害 補 償 支 払 請 求 書 請求第 回
--

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例第2条の規定による損害補償費を支給
 別添書類を添えて請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

岐阜県知事

様

請求金額

円

損害補償の種目	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、打切補償		
負傷、疾病又は死亡した者の住所氏名	住 所		
	氏 名		
負傷、疾病又は死亡した日時及び場所	日 時		
	場 所		
負傷、疾病又は死亡の原因			
傷病名、傷病の程度及び身体の状態			
公用令書の発付年月日及び番号			

(摘 要)

(注)1 本申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 療養補償 医師の診断書及び療養に関する請求書又は領収書
- (2) 休業補償 負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができず、かつ、従前の収入を得ることができない等補償を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (3) 障害補償 身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳細に記載した医師の診断書
- (4) 遺族、葬祭補償 医師の診断書及び死亡者との関係を証明する書類
- (5) 打切補償 療養の経過、症状全快までの見込期間等に関する医師の意見書
- (6) 市町村長が従事命令を発したときは公用令書又は従事命令を発した旨の市町村長の証明書

2 損害補償の種目欄は、□で該当事項を囲むこと。

3 請求第 回 の欄には損害補償の同一種目についての請求回数を記載すること。

4 用紙はA4 とする。

様式3号の9

従事者台帳

公用令書発行番号	第 号
公用令書発付年月日	年 月 日

救助従事者台帳

住所

職業

氏名

年 月 日

従事すべき救助業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
告用令書取消理由					
負傷、疾病又は死亡の日時					
負傷、疾病又は死亡原因					
傷病名、傷勉の種類及び身体 の状況					
備考					
負傷、疾病又は死亡した者の主な 親族	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
扶助金支給欄	扶助金の種類		金額	支給年月日	備考

(注)災害救助以外についても本様式に準じて作成する。

様式4号

第 号

年 月 日

様

輪之内町長

印

災 害 派 遣 要 請 依 頼 に つ い て

自衛隊法第83条第1項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1)災害の状況

(2)派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1)派遣区域

(2)活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式5号

第 号

年 月 日

様

輪之内町長

印

自 衛 隊 の 撤 収 要 請 依 頼 に つ い て

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)も概ね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時 年 月 日 時 分

2 派遣要請依頼日時 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

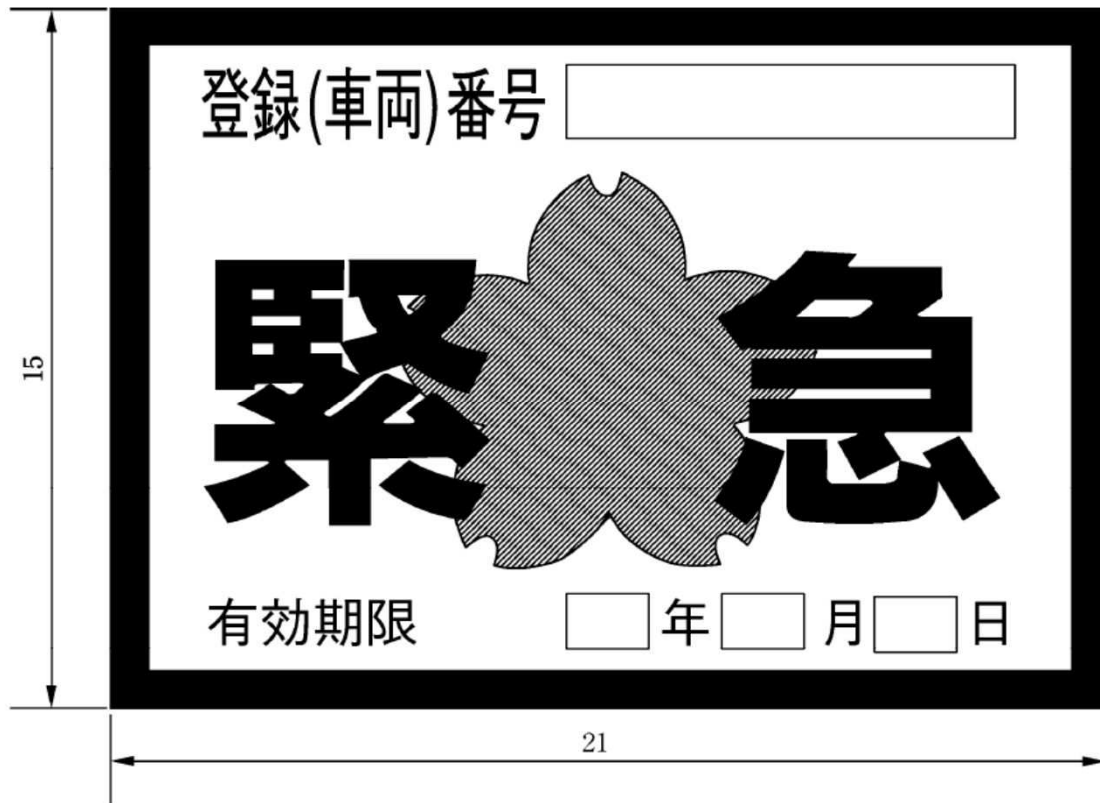
第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
岐阜県知事 氏 名 ⑩			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては、 輸送人員 又は品名)			
住 所		() 局 番	
氏 名			
通 行 日 時			
通 行 経 路		出発地	目的地
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
岐阜県公安委員会 ⑩			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては、 輸送人員 又は品名)			
住 所		() 局 番	
氏 名			
通 行 日 時			
通 行 経 路		出発地	目的地
備 考			

様式6号の2

標 章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式7号の1

車 両 使 用 書

輸送機関		課		班	
使用責任者職氏名		印			
車両	所属				
	番号	岐			
使用の目的					
使用区間又は場所					
使用期日		月 日 時 ~ 月 日 時			
備考					

(注)1 用紙は、A4とする。

2 舟艇の場合は、本様式に準じて作成する。

韃靼之鎮

[illegible]

- (注1) (注) 1 「目的」欄は、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること
- 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること

様式7号の3

輸 送 明 細 書

従事会社名			会社住所		
車両番号			運転手名		
出庫時間	帰庫時間	稼動時間	走行km数	請求金額	備考
作 業 内 容					
発地	着地	作業内容	km数(回数)	金額	備考

(注)1 用紙はA4とする。

2 借上料は、無料の車両であっても燃料費の請求をするときは、本様式を請求書に添付する。

3 舟艇の借上料等を請求するときは、本様式に準じて作成し、請求書に添付する。

様式8号

即時報告(災害即報)

発 生 日 時		月 日 時 分		発 生 場 所				
報 告 の 時 限		日 時現在		発受信時刻		日 時 分		
発 信 機 関 (者)		()		受 信 機 関 (者)		()		
区 分		記号	被害状況		記 事			
人 命	死 者	ア	人					
	行 方 不 明 者	イ	人					
	重 傷 者	ウ	人					
	軽 傷 者	エ	人					
住 家	全 壊 (流 出)	オ	棟	世帯				人
	半 壊	カ	棟	世帯				人
	一 部 破 損	キ	棟	世帯				人
	床 上 浸 水	ク	棟	世帯				人
	床 下 浸 水	ケ	棟	世帯				人
道 路 不 通	路 線 名	コ						
	箇 所 名	サ						
避 難 状 況	地 区 名	シ						
	世 帯 数	ス	世帯					
	人 員	セ	人					
	避 難 先	ソ						
	自主・勧告・指示の別	タ	自主・勧告・指示					
応 急 活 動	災 害 対 策 本 部	チ	時 分設置					
	消 防 職 団 員	ツ	職員 人					
			団員 人					
	そ の 他	テ						

(注) 死者、行方不明者について、住所、氏名、年齢、職業等がわかっている場合は、報告すること。

様式9号の1

住家等一般被害状況等報告書

住家等一般被害状況報告(概況・中間・確定)														
災害の種別						災害の発生日時		年 月 日 時						
災害発生場所														
報告の時限		月 日 時現在				受信時刻		月 日 時 分						
発信機関						受信機関								
発信者						受信者								
人的被害		死者	ア			負傷	重傷	ウ						
		行方不明	イ				軽傷	エ						
区分			棟数		世帯数		人員							
住家の被害	全壊(焼)	オ												
	流失	カ												
	半壊(焼)	キ												
	床上浸水	ク												
	小計	ケ												
	床下浸水	コ												
	一部損壊	サ												
	合計	シ												
非住家の被害	倉庫、土蔵、車庫、納屋等	ス												
	官公署庁舎、学校、病院等	セ												
避難の指示勧告の状況														
種別 月日		知事		町長		水防管理者		警察官		自衛官		計		摘要
		地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	
月 時 分														
月 時 分														
月 時 分														
計														
主な被害地域	市町村名	全壊(焼)	流失		半壊(焼)		床上浸水		床下浸水		一部損壊		非住家	
	輪之内町													

公営住宅の被害棟数を()内書する

様式9号の2

住家等一般被害調査表

決定り 災区分			り災台帳 番号			自治会又は 地区名						
り災 世帯	氏名			住所			職 業					
災 害 種 別			り 災 年月日			り災の 場 所						
り災の 状 況	人的 被害	死者		行方不明		重傷		軽傷		計		
	区分	全焼	全壊	流失	半焼	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	建 物 延面積	被 害 被害額	
	住家被害	棟	棟	棟	棟	棟	棟 cm	棟	棟 (%)	m ²	m ²	
	その他の 建物	倉庫土蔵	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	m ²	m ²
		納屋										
		工場										
		その他										
	家財	日用品	%	被服寝具	%	炊事用具	%	その他	%			
	その他											
	住家の内容	種別	自家、借家、借間			戸数比率	／10 戸					
世帯 構 成	氏 名	続柄	性別	年齢	職業	学校(学年)	備考	構成内訳				
								大人	男 女			
								中学	男 女			
								小学	男 女			
								幼児	男 女			
								乳幼児				
								計				
備考	(在留者氏名住所等)											
調査 月日			調査者 氏 名			調査補助 者氏 名						

様式10号の1

社会福祉施設等被害状況等報告書

報告段階別		概況・中間・確定				報告区分別		施設・町・支部計・県計						
災害の種別						災害発生日時		年 月 日 時 分						
災害発生(危険)場所														
報告の時限		月 日 時 現在				受信時刻		月 日 時 分						
発信機関						受信機関								
発信者						受信者								
Ⅰ 社会福祉施設等災害対応(休所・避難)状況														
	記号	数単位	a 生保施設		b 老人・介護施設		c 障害者施設		d 女性・児童施設		e 国保施設数		f 計	
			①数	②人数	③数	④人数	⑤数	⑥人数	⑦数	⑧人数	⑨数	⑩人数	⑪数	⑫人数
対応	休所	ア	施設											
	避難	イ	施設											
主な施設 (施設名)	施設名					対応状況								
Ⅱ 社会福祉施設等被害状況														
	記号	数単位	g 生保施設		h 老人・介護施設		i 障害者施設		j 女性・児童施設		k 国保施設数		m 計	
			①数	②被害額	③数	④被害額	⑤数	⑥被害額	⑦数	⑧被害額	⑨数	⑩被害額	⑪数	⑫被害額
建物	全焼壊	ウ	棟											
	流失	エ	棟											
	半焼壊	オ	棟											
	床上浸水	カ	棟											
	床下浸水	キ	棟											
	一部破損	ク	棟											
	小計	ケ	棟											
敷地	コ	ヶ所												
その他財産	サ	件												
物品	シ	件												
計	ス	件												
施設数	セ	①	②		③		④		⑤		⑥			
主な被害状況 (施設名)	市町村名			施設名			被害程度							

注1 「Ⅰ社会福祉施設等対応状況報告書」は、災害発生の危険に備えて施設等に対応(休所・避難)した結果を随時報告し、「Ⅱ社会福祉施設等被害状況報告書」は、災害発生後の被害状況を随時報告すること。

注2 「Ⅰ社会福祉施設等対応状況」欄には、災害発生の危険に備えて施設等に対応状況(休所・避難)を「Ⅱ社会福祉施設等被害状況」欄には、災害発生後の被害状況について記入すること。

注3 「報告段階別」欄は、概況・中間・確定のいずれかを○で囲むこと。

注4 「報告区分」欄は施設・町・支部計・県計にいずれかを○で囲むこと。

注5 「老人・介護施設」欄には原則として老人福祉施設・老人保健施設・介護事業者を含む。但し、「Ⅰ-b老人・介護施設」欄では介護事業者を対象としない。

注6 「障害者施設」欄には、原則として障害児施設を含む。但し、「Ⅰ-c障害者施設」欄では法定外小規模授産所を対象としない。

注7 「女性・児童施設」欄には、原則として保育所・児童センター等を含む。但し、「Ⅰ-d女性・児童施設」欄では保育所を対象としない。

注8 「主な施設」欄及び「主な被害状況」欄には、施設名・対応状況又は被害状況を記入すること。

様式10号の2

社会福祉施設被害調査表

施 設 名				被 災 地	
被害、施設、設備名		数 量	単 価	金 額	概 要
施設被害					
設備被害					
物品被害					
その他					

様式11号の1

医療衛生施設被害状況等報告書

医療、衛生施設被害報告書（概況・中間・確定） 町分・支部計												
災 害 の 種 類						災 害 発 生 日 時			年 月 日 時			
災 害 発 生 場 所												
報 告 の 時 限			月 日 時現在			発 受 信 時 刻			月 日 時 分			
発 信 機 関						受 信 機 関						
発 信 者						受 信 者						
区 分		記号	施設数①	棟数②	被害額③ (千円)	区 分		記号	施設数①	棟数②	被害額③ (千円)	
医療施設	病院	国 立	ア				公衆衛生施設	と 畜 場	サ			
		公 的	イ					食 鳥 処 理 場	シ			
		民 間	ウ					火 葬 場	ス			
	診療	国 立	エ					保 健 セ ン タ ー	セ			
		公 的	オ					母子健康センター	ソ			
		民 間	カ					死亡獣畜取扱場	タ			
	歯 科 診 療 所		キ					集 団 給 食 施 設	チ			
	助 産 所		ク					そ の 他	ツ			
	そ の 他		ケ					計	テ			
	計		コ					上 水 道	ト			
						水道施設		簡 易 水 道	ナ			
								専 用 水 道	ニ			
								そ の 他	ヌ			
計							ネ					
そ の 他							ノ					
合 計						ハ						

様式11号の1(裏)

被 害 施 設 の 状 況									
区分	地区名	施設名	被害の程度	応急措置	応援の要否・その他				
医 療 施 設									
公 衆 衛 生 施 設									
防 疫									
措 置	1 感染症予防法第35条第1号の職員の選任 要・否 4 家用水供給の指示 要・否 2 消毒方法・清潔方法の指示 要・否 5 代執行の必要性 要・否 3 そ族昆虫駆除地域指定 要・否 6 応援の必要性 要・否 (要の場合市町村名及び地区名)								
防 疫 活 動	1 感染症発生地区名 病名 患者数(真性 名 疑似 名 保菌者 名) 2 実施概要								
	地区名	防疫活動		消毒 実施 (戸)	清潔 実施 (戸)	そ族昆 虫駆除 (戸)	家用水 供給 (戸)	検病 調査 (戸)	所要経 費概要 千円
		地区名 (人)	保健所 (人)						

様式11号の2

医療、衛生施設被害状況報告書(概況、中間、確定)

区分		町名	1 災害の種別						2 報告日時						年 月 日						計		
			施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円			
医療施設	病院	国立																					
		公的																					
		民間																					
	一般診療所	国立																					
		公的																					
		民間																					
	歯科診療所																						
公衆衛生施設	食鳥処理場																						
	火葬場																						
	保健センター																						
	母子保健センター																						
	死亡獣畜取扱場																						
水道施設	集団給食施設																						
	その他																						
	小計																						
	上水道																						
	簡易水道																						
その他	専用水道																						
	その他																						
	小計																						
	その他																						
	合計																						

医療、衛生施設被害状況報告書(水道施設)

〇〇による水道施設被害状況(〇／〇 〇〇:〇〇現在) 報告水道事業者名(市町村課名): 担当: 連絡先:

都道府県	No	被害事業体名	被害発生状況	給水制限状況 (断水又は濁水等)	給水制限 開始時刻	断水等の 影響		復旧対策状況 (系統変更、給水車対応等)	復旧		給水制限終了時刻	未復旧		状況確認日時
						戸数	人口		戸数	人口		戸数	人口	
計														

注1)「被害発生状況」には、発生日時、水道施設の名称、被害の状況、被害額等を記入する。また、災害現場写真もファイルで添付する。
注2)「復旧対策状況」には、今後の見通しも記入する。

様式12号

商工業関係被害状況等報告書

商工業関係被害状況等報告書（概況・中間・確定）																	
輪之内町																	
災害の種別				災害の発生日月		年		月		日		時					
災害の発生場所																	
報告の時限		月		日		時現在		発受信時刻		月		日		時		分	
発信機関				受信機関													
発信者				受信者													
区分		記号	一般被害						共同施設被害		被害計		うち建物被害				
			建物、施設				製品、商品、仕掛品		件数 ⑦	被害額 ⑧	件数 ⑨	被害額 ⑩	被害棟数 ⑪	浸水建物			
			全失		その他									床上 ⑫	床下 ⑬		
			件数①	被害額 ②	件数③	被害額 ④	件数⑤	被害額 ⑥									
中小企業者	繊維	ア		千円		千円		千円		千円		千円		棟	棟	棟	
	機械金属	イ															
	木工	ウ															
	紙	エ															
	陶磁器	オ															
	その他	カ															
	商業	キ															
	鉱業	ク															
	サービス業	ケ															
	その他	コ															
	計	サ															
その他の事業者	繊維	シ															
	機械金属	ス															
	木工	セ															
	紙	ソ															
	陶磁器	タ															
	その他	チ															
	商業	ツ															
	鉱業	テ															
	サービス業	ト															
	その他	ナ															
	計	ニ															
合計	ヌ																
間接損害額	区分		記号	損害額	主な被害地域	市町村名	施設名(種別)	被害程度									
	除雪、排水等の災害対策に要した経費		中小企業者	ネ													
			その他事業者	ノ													
			計	ハ													
	その他災害の発生により生じた損害額		中小企業者	ヒ													
			その他事業者	フ													
計			ヘ														

様式13号

観光施設被害状況等報告書

観光施設被害状況等報告書(概況・中間・確定)																				
輪之内町																				
災害の種別								災害の発生年月日		年 月 日 時										
災害の発生場所																				
報告の時限		月 日 時 現在						発受信時刻		月 日 時 分										
発信機関								受信機関												
発信者								受信者												
区分	記号	一般被害						公共被害						被害計		うち建物被害				
		建物、施設						建物、施設						件数 ⑬	被害額 ⑭	被害棟数 ⑮	浸水建物			
		全失		その他		計		全失		その他		計					床上 ⑯	床下 ⑰		
		件数 ①	被害額 ②	件数 ③	被害額 ④	件数 ⑤	被害額 ⑥	件数 ⑦	被害額 ⑧	件数 ⑨	被害額 ⑩	件数 ⑪	被害額 ⑫							
	ア		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	棟	棟	棟
	イ																			
	ウ																			
計	エ																			
主な被害地域	町(地区名)		施設名(種別)				被害程度													

様式14号の1

農業関係被害状況等報告書

農業関係被害状況報告（概況・中間・確定）

輪之内町

災害の種類		災害発生の日時		年	月	日	時			
災害の発生場所										
報告の期限		月	日	時現在	発受信時刻		月	日	時	分
発信機関						受信機関				
発信者						受信者				

		符号	件数①	被害額②	備 考	
施設等	共同利用施設	耕種関係	ア	件	千円	
		畜産 "	イ			
		蚕系 "	ウ			
		園芸 "	エ			
		その他	オ			
		自然牧野計	カ			
	非共同利用施設	耕種関係	ク			
		畜産 "	ケ			
		蚕系 "	コ			
		園芸 "	サ			
		その他	シ			
		自然牧野計	ス			
	地方公共団体施設	耕種関係	ソ			
		畜産 "	タ			
		蚕系 "	チ			
		園芸 "	ツ			
その他		テ				
合計		ナニ				

		符号	数量①	被害額②	冠浸水面積		
					冠水③	冠水④	
				千円	ha	ha	
農作物	水陸稲	ヌ	t				
	麦類	ネ	t				
	雑穀、いも、豆類	ノ	t				
	野菜	ハ	t				
	果樹	ヒ	t				
	花き	フ					
	茶	ヘ	荒茶換算 t				
	工芸作物	ホ	t				
	桑	マ	繭換算 t				
	飼料作物	ミ	t				
	その他	ム	t				
	小計	メ					
	樹体	果樹	モ	ha			
		茶樹	ヤ	ha			
桑樹		ユ	ha				
小計		ヨ					
家畜等	家畜(家きんを含む)	ラ	頭・羽				
	畜産物	リ	t				
	蚕繭	ル	t				
	小計	レ					
在庫品		ロ					
合計		ワ					
総 合 計		ン					

主な被害地域	市町村名	被害程度

様式14号の2

農作物(農産)被害状況報告書 (概況・中間・確定)																	
輪之内町																	
災害の種類						調査年月日		年 月 日 現在									
区分	作物名	総栽培面積	ha当たりの基準生産量	t当たりの単価	基準生産額	被害程度別面積					被害減収量	減収金額	冠浸水面積		被害戸数		
						30%未満	30～50%未満	50～90%未満	90%以上	計			冠水	浸水	総数	うち30%以上	
稲	水稻	ha	t	千円	千円	ha	ha	ha	ha	ha	t	千円	ha	ha	戸	戸	
	陸稲																
麦類	小麦																
	六条大麦																
	裸麦																
	二条大麦																
	計																
雑穀	だいず																
	計																
野菜 販売仕向	かんしょ																
	ばれいしょ																
	さといも																
	にんじん																
	だいこん																
	トマト																
	きゅうり																
	なす																
	いちご																
	ピーマン																
	たまねぎ																
	はくさい																
	キャベツ																
	レタス																
	ほうれんそう																
	スイートコーン																
	えだまめ																
	小計																
	自給野菜																
	野菜計																
果樹	かき																
	なし																
	もも																
	くり																
	みかん																
	計																
花き	切花等																
	鉢ものの類																
	花木類																
	計																
茶																	
工芸作物	こんにゃく																
	たばこ																
	その他																
	計																
総計																	

様式14号の3

(第 報)

農業(耕地)関係被害状況等報告書

(単位: 千円)

農業(耕地)関係被害状況報告書(概況・中間・確定)												
輪之内町												
災害の種類			災害		災害発生日時		年 月 日 時					
災害発生場所												
報告の時限			月 日 時 現在		発受信時限		月 日 時 分					
発信機関					発信機関							
発信者					受信者							
区分			記号	数単位	公共		単独		代行		計	
					①数量	②被害額	③数量	④被害額	⑤数量	⑥被害額	⑦数量	⑧被害額
農地	田	流失	ア	(ha) 箇所	()		()		()		()	
		埋没	イ	(ha) 箇所	()		()		()		()	
	畑	流失	ウ	(ha) 箇所	()		()		()		()	
		埋没	エ	(ha) 箇所	()		()		()		()	
	計		オ	(ha) 箇所	()		()		()		()	
農業用施設	溜め池		カ	箇所								
	頭首工		キ	箇所								
	水路		ク	箇所								
	揚排水機		ケ	箇所								
	道路		コ	箇所								
	橋梁		サ	箇所								
	その他		シ	箇所								
	計		ス	箇所								
合計			セ									
主な被害地域	市町村名		種別			被害程度						

様式14号の4

樹体被害報告書(概況、中間、確定)

災害の種類		調査年月日				年 月 日 現在			輪之内町
種類名	栽培面積 ha	被害面積 ha	被害程度別面積			被害額 千円	被害戸数		備考
			30%未満 ha	30～70% ha	70%以上 ha		総数	うち30%以上	
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								
	成園								
	未成園								
	小計								

様式14号の4(裏)

種類名	栽培面積	被害面積	被害程度別面積			被害額	被害戸数		備考
			30%未満	30～70%	70%以上		総数	うち30%以上	
成園									
未成園									
計									
成園									
未成園									
計									
成園									
未成園									
計									
成園									
未成園									
計									
成園									
未成園									
計									
成園									
未成園									
計									
成園									
未成園									
計									
成園									
未成園									
計									
成園									
未成園									
計									
成園									
未成園									
計									
成園									
未成園									
計									
合計									

茶樹

*栽培面積は統計数値とする。

様式14号の5

畜産関係被害状況報告書(概況、中間、確定)

災害の種類		調査年月日	年	月	日	現在	輪之内町
-------	--	-------	---	---	---	----	------

1 飼育作物

作物名	総栽培面積	基準生産量	t当たり単価	基準生産額	被害程度別面積					被害戸数		被害減収量	減収金額
					30%未満	30～50%未満	50～90%未満	90%以上	計	総数	うち30%以上		
牧草	ha	t	千円	千円	ha	ha	ha	ha	ha	戸	戸	t	千円
とうもろこし													
ニューソルゴー													
計													

2 家畜及び畜産物

種類名			死亡・廃棄			傷害・疾病			計	備考
			被害数量	単価	被害額	被害数量	単価	被害額	被害額	
家畜	乳用牛	成牛(生後1年以上)	頭羽数	円	千円	頭羽数	円	千円	千円	
		子牛(生後1年未満)								
		計								
	肉用牛	成牛(生後1年以上)								
		子牛(生後1年未満)								
		計								
	豚	成豚(生後100日以上)								
		子豚(生後100日未満)								
		計								
	採卵鶏	成鶏(フ化後5ヶ月以上)								
		ひな(フ化後5ヶ月未満)								
		計								
	ブロイラー									
	馬									
	めん羊									
その他										
計										
畜産物										
合計										

様式14号の6

蚕糸関係被害状況報告書(概要、中間、確定)

災害の種類	調査年月日	年	月	日	現在	輪之内町
-------	-------	---	---	---	----	------

1 桑園

総栽培面積	被害面積	被害程度別面積					繭被害減収量	単価	被害額	被害戸数		冠浸水面積		備考
		30%未満	30～50%未満	50～90%未満	90%以上	收穫皆無換算面積				総数	うち30%以上	冠水	浸水	
ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	t	円	千円	戸	戸	ha	ha	ha

2 桑苗

種苗の種類	被害程度別面積					被害額	被害戸数		備考
	被害面積	被害本数	被害本数	被害額	30%未満	30～50%未満	50～90%未満	90%以上	被害戸数
実生苗圃	a	本	千円		a	a	a	a	戸
本苗圃									
計									

3 養蚕

災害時における蚕令	被害戸数	被害数量	減収繭数量	被害額	被害額	備考
掃立前	戸	箱	t		千円	
蚕						
繭						
計						

4 桑樹体

未・成園別	全桑園面積	被害面積	被害程度別面積			被害額		被害戸数		備考
			30%未満	30～70%未満	70%以上	被害額	被害額	総数	うち30%以上	
成園	ha	ha	ha	ha	ha	千円	千円	戸	戸	
未成園										
計										

様式14号の7

水産関係被害状況報告書中間(概況・中間・確定)

災害の種別				災害発生の日時		年 月 日 時							
災害の発生場所													
報告の期限				発受信時刻		月 日 時 分							
発信機関				受信機関									
発信者				受信者									
区分	種別	記号	単位 ①	経営体 数 ②	数量 ③	被害額 ④	区分	種別	記号	単位 ①	経営体 数 ②	数量 ③	被害額 ④
施設	漁船	減失	ア				水産場	養殖場	ソ				千円
		大破	イ						タ				
		中破	ウ						チ				
		小破	エ						計	ツ			
	漁具		オ				合 計		テ				
			カ				建物被害		ト	棟			
			キ				主な被害地域	市町村名	種 別	被害程度			
	共同 利用 施設		ク			数 量				被害額			
			ケ										
			コ										
	養殖 施設		サ										
			シ										
			ス										
	計		セ										

注1 養殖物の種別欄には、魚種、成魚、稚魚、種卵に区分して記入する。

2 単位の欄には、成魚はトン、稚魚は千尾、種卵は千粒で記入する。

様式14号の8

漁船被害状況報告書(概況 ・ 中間 ・ 確定)

調査年月日		年 月 日現在									市町村名						
区分		滅失			大破			中破			小破			計			備考
		経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額	
無動力船				千円			千円			千円			千円			千円	
動力船	5t 未満																
	5t 以上																
計																	
うち無動力 船、 5トン未満 動力船																	

(注) 「滅失」とは全く使用しえないか流失または埋没したもの、「大破」とは被害程度がおおむね70%以上、「中破」とは30%以上70%未満、「小破」とは30%未満のものをいう。

様式14号の9

漁具被害状況報告書(概況 ・ 中間 ・ 確定)

調査年月日	年 月 日現在								市町村名				
種類	滅失		大破		中破		小破		計				備考
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営体数	数量	単位	被害額	
		千円		千円		千円		千円				千円	
計													

(注) 1 「種類」の欄には、えり、やな、大網等に区分して記入する。

2 「滅失」、「大破」、「中破」及び「小破」の区分については、漁船被害と同様とする。

3 「単位」の欄には、数量の基準となる統、件、個、反、張等を記入する。

様式14号の10

水産業関係共同利用施設被害状況報告書(概況 ・ 中間 ・ 確定)

調査年月日	年 月 日現在				市町村名	
事業主体名	施設名	数量	単位	被害額	被害程度	備考
				千円		
計						

(注) 1 被害施設の全部について個別に記入する。

2 「施設名」の欄には、水産業協同組合の所有する施設を倉庫、加工施設、共同荷さばき所、漁船修理施設、製氷冷凍、冷蔵施設等に区分して記入する。

3 被害施設で他表に重複して記入することとなるもの、例えば水産業協同組合所有の養殖施設については、()書きとし、「施設名」欄に(重複)と付記する。

4 「単位」の欄には、数量の基準となる棟、件、個、㎡等を記入する。

5 「被害程度」の欄には、滅失、大破、中波及び小破に区分して記入する。この場合において、「滅失」とは全く使用にたえないか流失又は埋没したもの、「大破」とは被害程度がおおむね70%以上、「中破」とは30%以上70%未満、「小破」とは30%未満のものをいう。

様式14号の11

養殖施設被害状況報告書（概況・中間・確定）

調査年月日		年		月		日		現在		市町村名		輪之内町					備考
養殖物の種類	養殖方法	減失		大破		中破		小破		計							
		数量	被害額 千円	数量	被害額 千円	数量	被害額 千円	数量	被害額 千円	数量	被害額 千円	経営体数	単位	被害額 千円			
(例) 錦鯉	(例) 稲田養鯉		千円		千円		千円		千円		千円					千円	
計																	

養殖物被害狀況報告書(概況、中間、確定)

[illegible]

様式15号

土木施設被害状況等報告書

(単位:千円)

土木施設被害状況報告書 (概況・中間・確定)									
輪之内町									
災害の種類				災害発生の日時		年 月 日 時			
災害発生場所									
報告の時限		月 日 時現在		発受信時刻		月 日 時 分			
発信機関				受信機関					
発信者				受信者					
区分			記号	県工事		市町村工事		計	
				①箇所数	②被害額	③箇所数	④被害額	⑤箇所数	⑥被害額
一般土木災害	Ⅰ 公共	河川	ア						
		砂防	イ						
		地滑り	ウ						
		急傾斜	エ						
		道路	オ						
		橋梁	カ						
		計	キ						
	Ⅱ 単独	河川	ク						
		砂防	ケ						
		地滑り	コ						
		急傾斜	サ						
		道路	シ						
		橋梁	ス						
		計	セ						
	計	河川	ソ						
		砂防	タ						
		地滑り	チ						
		急傾斜	ツ						
		道路	テ						
		橋梁	ト						
		計	ナ						
合計		ニ							

様式15号(裏)

応急対策その他の状況									
区分		路線名	道路被災		橋 梁 被 災				
			被災地	処置	橋名	地名	橋長幅員	河川名	処置
道路の状況	道路被災状況								
		交通確保上の措置							
河川の状況									
砂防の状況									
その他の状況									
市町村の被災状況	市町村名	種別		被害程度					
記入上の注意事項									
Ⅰ 公共欄 県工事、被害額120万円以上のもの。市町村工事、被害額60万円以上のもの。									
Ⅱ 単独欄 県工事、被害額120万円未満のもの。市長村工事、被害額60万円未満のもの。									

様式16号

都市施設被害状況報告書

都市施設被害状況報告（概況・中間・確定）					
					輪之内町
災害の種別		災害発生の日時	年 月 日 時		
災害の発生場所					
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	月 日 時 分		
発信機関		受信機関			
発信者		受信者			
区分	記号	①箇所数	②被害面積又は延長等	③被害額	備考
都市施設	ア			千円	
街路	イ				
公園	ウ				
堆積土砂排除事業	エ				
区 画 整 理	街路	オ			
	公園	カ			
	水路	キ			
街路樹	ク				
合計	ケ				
主 な 被 害 地 域	地区名	種別	被 害 程 度		

様式17号

教育・文化関係被害状況報告書

教育・文化関係被害状況報告（概況・中間・確定）												
輪之内町												
災害の種別				災害発生の日時		年 月 日 時						
災害の発生場所												
報告の時限		月 日 時現在		発受信時刻		月 日 時 分						
発信機関				受信機関								
発信者				受信者								
区分		記号	単位	①	②	③	④	⑤	⑥	計		
被害学校数 (学校等数)		ア	力所									
建 物	要 新 築	全 壊	棟数	イ	棟							
			金額	ウ	千円							
		半 壊	棟数	エ	棟							
			金額	オ	千円							
	要 補 修	棟数	カ	棟								
		金額	キ	千円								
	計	棟数	ク	棟								
		金額	ケ	千円								
	浸 水	棟数	コ	棟								
		金額	サ	千円								
土 地	件数		シ	棟								
	金額		ス	千円								

様式17号(裏)

区分		記号	単位	①	②	③	④	⑤	⑥	計
工作物	件数	セ	件							
	金額	ソ	千円							
設備	件数	タ	件							
	金額	チ	千円							
その他財産	件数	ツ	件							
	金額	テ	千円							
その他	件数	ト	件							
	金額	ナ	千円							
被害額合計		ニ	千円							
主な被害地域	地区名	学校名		種別		被害程度				

1 区分欄の記入順序は、県地域防災計画の調査報告の要領(6)の順序により記入する。

2 全壊、半壊、要補修等被害の判定の基準は、県防災計画の調査報告の要領(3)を参照すること。

様式18号

町有財産被害状況等報告書（概況・中間・確定）													
輪之内町													
災害の種別						災害発生日時		年 月 日 時					
機関施設の名称													
報告の時限		月 日 時 現在				発受信時刻		月 日 時 分					
発信機関						受信機関							
発信者						受信者							
区分		記号	単位	①数量	②被害額	区分		記号	単位	①数量	②被害額		
庁舎	全壊(焼)	ア	棟			その他建物	全壊(焼)	ソ	棟				
	流失	イ	棟				流失	タ	棟				
	半壊(焼)	ウ	棟				半壊(焼)	チ	棟				
	浸水	床上	エ	棟				浸水	床上	ツ	棟		
		床下	オ	棟					床下	テ	棟		
	一部破損	カ	棟				一部破損	ト	棟				
	小計	キ	棟				小計	ナ	棟				
公舎	全壊(焼)	ク	戸			敷地	流失	ニ	m3				
	流失	ケ	戸				その他	ヌ	力所				
	半壊(焼)	コ	戸			その他	財産	ネ	件				
	浸水	床上	サ	戸				物品	ノ	件			
		床下	シ	戸			計	ハ					
	一部破損	ス	戸			被害施設数	ヒ	施設					
	小計	セ	戸										
主な被害施設	施設名	被害程度											

様式19号の1

総合被害状況調

災害総合被害(概況・中間・確定)					輪之内町(金額単位:千円)					
発生日時		月 日 時 分			県災害対策本部設置等		月 日 時 分 設置、月 日 時 分 解散			
集計時限		月 日 時 現在			災害救助法適用市町村					
災害発生地域					被害区分		資料 数量 被害額			
被害区分		資料 数量 被害額			被害区分		資料 数量 被害額			
住宅等一般・様式30号	り災総数	棟数	ケの①	棟	関係	水産(様式14号の7)	施設	セの③④	箇所	
		世帯	ケの②	世帯		水産物	ツの④			
		人員	ケの③	人		耕地(様式14号の3)	農地	公共	オの①②	(ha) 箇所
	死者	ア	人	単独				オの③④	(ha) 箇所	
	人命	行方不明	イ	人			代行	オの⑤⑥	(ha) 箇所	
		重傷	ウ	人			施設	公共	スの②	
		軽傷	エ	人		単独		スの④		
	全壊(焼)	棟数	オの①	棟		被害額計	14の1のシ+14の7のテ+14の3のセ			
		世帯	オの②	世帯		うち建物	14の7のト		棟	
		人員	オの③	人						
	流失	棟数	カの①	棟	林業関係(県様式)	林産物	エの②			
		世帯	カの②	世帯		林産施設	ケの②			
		人員	カの③	人		山地	セの①④	箇所		
	半壊(焼)	棟数	キの①	棟		治山施設	チの①②	箇所		
		世帯	キの②	世帯		苗畑施設	トの③			
		人員	キの③	人		森林被害	ナの①③	ha		
	床上浸水	棟数	クの①	棟		林道	ハの②④	箇所		
		世帯	クの②	世帯		建物被害	ヘ	棟		
		人員	クの③	人		被害額計	フ			
	床下浸水	棟数	コの①	棟		土木関係様式15号	河川	公共	アの⑤⑥	箇所
世帯		コの②	世帯	単独	ケの⑤⑥		箇所			
人員		コの③	人	砂防	公共		イの⑤⑥	箇所		
一部破損	棟数	コの①	棟	単独	コの⑤⑥		箇所			
	世帯	コの②	世帯	地滑り	公共		ウの⑤⑥	箇所		
	人員	コの③	人	単独	サの⑤⑥		箇所			
非住家	棟数	サの①	棟	急傾斜	公共		エの⑤⑥	箇所		
	世帯	サの②	世帯	単独	シの⑤⑥		箇所			
	人員	サの③	人	道路	公共		オの⑤⑥	箇所		
社会福祉設備(様式10号)	施設数	シの⑤	施設	単独	スの⑤⑥		箇所			
	被害額	サの⑩		橋梁	公共	カの⑤⑥	箇所			
	うち建物	キの⑨	棟	単独	セの⑤⑥	箇所				
医療衛生施設(様式11号)	施設数	ホの①	施設	下水道	公共	キの⑤⑥	箇所			
	被害額	ホの③		単独	ソの⑤⑥	箇所				
	うち建物	ホの②	棟	都市施設災害(16号)	ケの①③	箇所				
商工業関係(様式12号)	件数	ヌの⑨	件	被害額計	15の⑥+16の③					
	被害額	ヌの⑩		教育・文化関係(様式17号)	施設数	アの計	施設			
	うち建物	ヌの⑪	棟		被害額	ニの計				
観光施設(様式13号)	件数	エの⑬	件		うち建物	クの計+コの計	棟			
	被害額	エの⑭		町有財産 様式18号	件数	ヒの①	件			
	うち建物	エの⑮	棟		被害額	ハの②				
農業	共同利用	キの①②	箇所		うち公害	全壊(焼)	クの①	戸		
	非共同利用	セの①②	箇所			流失	ケの①	戸		
	地方公共団体	ナの①②	箇所			半壊(焼)	コの①	戸		
農作物(様式14号の2)	農作物	メの②				床上浸水	サの①	戸		
	樹体	ヨの②		床下浸水		シの①	戸			
	家畜等	レの②		一部破損	スの①	戸				
在庫品	ロの②		その他の建物	(キの①)+(ナの①)	棟					
冠浸水	ワの③④	ha	その他警察情報(県様式)	交通不通		箇所				
電力被害	被害額合計			鉄道被害		箇所				
				通信被害		回線				
				船舶被害		隻				
					世帯					

被害状況即報

災害確定報告

法定被害状況報告書

都道府県		岐阜県		区分		被害		区分		被害		被害		名称			
災害名 (報告番号) 確定年月日	(災害名) (第 報) 月 日 時確定 (月 日現在)	報告者名		区分		被害		区分		被害		被害		名称			
人的被害	死者	人	被害	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円			都道府県災害本部	設置	月 日 時			
負傷者	行方不明者	人		冠水	ha			農林水産業施設	千円			災害本部	解散	月 日 時			
	重傷	人		流失・埋没	ha			公共土木施設	千円			設置					
	軽傷	人		冠水	ha			その他の公共施設	千円			設置					
全壊		棟	被害	文教施設		箇所		小計	千円			災害対策本部					
				病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体								
				道路		箇所		農産被害	千円								
半壊		棟	被害	橋りょう		箇所		林産被害	千円			計		団体			
				河川		箇所		畜産被害	千円								
				港湾		箇所		水産被害	千円								
一部破損		棟	被害	砂防		箇所		商工被害	千円			災害救助法					
				清掃施設		箇所		その他							団体		
				崖くずれ		箇所		被害総額	千円								
床上浸水		棟	被害	鉄道不通		箇所		被害発生年月日				消防職員出動延人数	人				
				被害船舶		隻		災害発生場所				消防団員出動延人数	人				
				水道		戸		災害の概況									
床下浸水		棟	被害	電話		回線		備考									
				ガス		戸		災害発生年月日									
				ブロック塀等		箇所		消防機関の活動状況									
公共建物		棟	被害	り災害数		世帯		その他(避難の勧告、指示の状況)									
				火災発生		人											
				その他		棟											

様式19号の3

災害総合被害状況調(年 月 日 時 分現在) (単位:千円)

支部

市町村								
区分								
住家等一般	死者	人						
	行方不明	人						
	重傷	人						
	軽傷	人						
	全壊(流失)	棟(世帯)	()	()	()	()	()	()
		人						
	半壊	棟(世帯)	()	()	()	()	()	()
		人						
	床上浸水	棟(世帯)	()	()	()	()	()	()
		人						
	床下浸水	棟(世帯)	()	()	()	()	()	()
		人						
	一部破損	棟(世帯)	()	()	()	()	()	()
人								
非住家	等							
り災世帯	世帯							
り災人員	人							
社会福祉関係	施設 被害額							
医療衛生関係	施設 被害額							
商工業関係	施設 被害額							
観光施設関係	施設 被害額							
農業関係	農産	被害額						
	畜産	被害額						
	蚕業	被害額						
	水産	被害額						
	耕地	田畑	ha 被害額					
		施設	被害額					
	その他()	ヶ所 被害額						
		被害額						
林業関係	林産物	被害額						
	森林	被害額						
	治山施設	ヶ所 被害額						
		被害額						
	山地	ヶ所 被害額						
		被害額						
	林道	ヶ所 被害額						
		被害額						
その他()	ヶ所 被害額							
	被害額							
土木関係	河川	ヶ所 被害額						
	砂防	ヶ所 被害額						
		被害額						
	道路	ヶ所 被害額						
		被害額						
	橋梁	ヶ所 被害額						
		被害額						
	都市施設	被害額						
その他()	ヶ所 被害額							
	被害額							
教育・文化関係	施設 被害額							
県有財産	件 被害額							
	被害額							
その他()								
	被害総額							

様式20号

消防関係報告書(火災速報)

消防関係報告書(火災即報)(概況・中間・確定)							
輪之内町							
報告の期限	年 月 日 時 現在			発受信時刻	月 日 時 分		
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			
①出火場所							
②出火日時	月 日 時 分	(覚知日時)	(月 日 時 分)	③鎮火日時	月 日 時 分		
④出火種別		火元の業態		用途			
出荷施設 責任者				事業所名			
⑤出火箇所				出火原因			
⑥(1) 死者	性別	氏名	年令	⑥(2) 負傷者	性別	氏名	年令
人				人			
⑦死者の生じた理由							
⑧り災世帯数		⑨(1) 焼損棟数	全焼 棟・半焼 棟 部分焼 棟・計 棟	⑨(2) 焼損面積	m ² (林野はa)		
⑩消防活動状況							
(1) 消防本部・署	台	人	(2) 消防団	台	人	(3) その他	人
その他 参考事項							

(注) 様式中の①～⑩は、火災即報時に略記号として使用するものである。

様式21号

非常通信用紙							
発信者名		発信者の住所			発信者の電話番号		
種類	字数	発信局名		発信番号		受付月日 時刻	
						月 日 時 分	
宛先	電話 ()						
指定		局内心得					
本文							
受信		送信		配達時刻	取扱者名	取扱責任者	通信担当者
相手局	受付時刻	相手局	送信時刻				

- 備考
- 1 時刻はすべて24時間制で記入のこと
 - 2 宛先に受信者の電話番号を記入のこと
 - 3 通報の中継を行ったときは、局内心得に自局名を記入のこと
 - 4 本文の末尾にかならず発信者名を記入すること
 - 5 この用紙を災害時に使用するときは赤で非常と種類欄に記入する。

様式22号

災 害 情 報

申立日時		申立人住所	
申立人		連絡先	
受付者所属		受付者	
申立内容			
処理概要			
処理完了日			

様式23号の1

り 災 者 台 帳

り災区分			番号							
り災者（世帯主）	住所		氏名	続柄	性別	年齢	職業	学校(学年)		摘要
	氏名									
	職業									
災害の原因										
り災年月日										
り災場所										
り災状況	住宅									
	その他の家屋									
	家財									
	生命		備考							
	その他									

(注) 1 り災者住所、職業、氏名欄の氏名は、世帯主を記載する。

2 負傷者等については、それぞれの氏名欄の摘要に記載する。

様式23号の1(裏)

月 日	援護状況等

(注) 援護状況等欄には、救助用支給物資の内訳はもちろん仮設住宅、生業資金、医療救助等救助内容を記載し、できれば義援金品の内容も明記すること。

り 災 証 明 書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員	氏 名	続 柄	性 別	年 齢

り災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	☐ 流失 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

輪之内町長



様式23号の2(裏)

[illegible]

(注)「援護状況等」欄はできるだけ詳細に記載し、責任者が認印を押す。

様式23号の3

仮り災証明書

第 号

り災者住所:

世帯主氏名:

1 り災の種別

2 被害の状況

3 世帯員

名

うち 大人 男 名、女 名

小人 男 名、女 名

乳児 名

4 その他

上記のとおり被災したことを証明する。

年 月 日

輪之内町長

印

注意事項

- 1 この証明書は、 月 日 時に おいて本証明書と切り替えますから必ず持参してください。
- 2 この証明書では、救助用の物資の支給その他の救助は受けられませんから、必ず本証明書に切り替えて下さい。

(注)1 この証明書の大きさはA4とする。

2 記載事項のうち、内容の明確でないときは、判明事項のみ記載し、他は斜線で抹消する。

様式第23号の4

第 号	
り災者旅行証明書	
住所	
職業、氏名、年齢	才
家族数	大人 名 小人 名 計 名
乗車月日	年 月 日
乗車区間	線 駅から 駅まで
その他	
上記の者は、災害によるり災者で旅行(避難)する者であることを証明する。 年 月 日 輪之内町長 印	

(注) 1 本証明書の大きさは、A4とする。

2 発行に当たっては、り災者台帳にその旨記載、契印すること。

様式24号

救 助 日 報

報告機関				受信機関				
発信者				受信者				
報告時限				発受時間		月 日 時 分		
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	医療助産救助	県より受入又は前日 よりの繰越量			
		閉鎖予定日	月 日		本日 支給	全失世帯数		
	既存建物	箇所数	箇所			半失、床上浸水 世帯数		
		収容人員	人		翌日への繰越量		点	
	野外仮設	箇所数	箇所		医療班	医療班出勤数		班
		収容人員	人			救助地区		
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	診療者数		医療	人	
		終了予定日	月 日			助産	人	
	炊出箇所数		箇所			医療 機関	施設数	箇所
	炊出人員	朝	人	診療人員			人	
		昼	人	助産	施設数		箇所	
		夕	人		診療人員		人	
計	人		救助終了予定月日					
給水	供給地区数		地区	り 災 者 救 出	救出地区			
	供給実人員		人		救出をした人員		人	
	供給水量		ℓ		今後救出を要する人員		人	
	給水期間	開始月日	月 日		救出終了予定月日		月 日	
		終了予定日	月 日		救出の方法			
	給水方法							

様式24号(裏)

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量				死亡原因別人員			
	本日支給	小学生	全失世帯			遺体処理	遺体洗浄	
			半失(床上浸水)世帯				遺体縫合	
		中学生	全失世帯				遺体消毒	
			半失(床上浸水)世帯			既存立物利用		
	翌日への繰越量					遺体保存	仮設建物	
埋葬救助	前日までの埋葬				遺体処理機関			
	本日埋葬	大人			今後遺体処理を要する遺体			
		小人			遺体処理終了予定月日			
		計			障害物除去を要する戸数			
	翌日以降の要埋葬量				本日除去した戸数			
	埋葬終了予定月日				今後除去を要する戸数			
遺体の搜索	搜索地区				障害物除去の終了予定月日			
	遺体	搜索を要する遺体			公用車使用			
		本日発見遺体			借上者使用			
		今後の要搜索遺体			救助の種類			
					人夫雇上数			
仮設住宅					従事作業			
					その他			
住宅修理				備考				

様式25号の1

救助実施記録日計票

救 助 実 施 記 録 票				
救助 の 種 類	避	炊	水	救出
	修理	学	遺捜	遺処
	障			
輪之内町				
NO, 責任者 班 印 (月 日 時 分) 地区責任者 印				
員数(世帯)				
品目(数量全体)				
受入先				
払出先				
場所				
方法				
記事				

様式25号の2

救助の種目別物資受払状況

						輪之内町		
救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備考

様式25号の3

救助用物資引継書

引継者機関名	職 氏名	印																																																																														
引受者機関名	職 氏名	印																																																																														
救助用物資を次のとおり引継ぎました。 記 1 引継日時 2 引継場所 3 引継物資 次表のとおり (車両番号) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">物資名</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">輸送数量</th> <th style="width: 10%;">引継数量</th> <th style="width: 10%;">差引 過不足数</th> <th style="width: 40%;">過不足が生じた理由、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引 過不足数	過不足が生じた理由、その他																																																																								
物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引 過不足数	過不足が生じた理由、その他																																																																											

(注) 本書は、2部作成し、引継・引受両機関とも保管する。

救 助 用 物 資 割 当 台 帳

[illegible]

(注)1 本台帳は、全失と半失(床上浸水を含む)に区分して作成すること。

2 物資名欄は、品種数に応じて適宜増欄する。

様式25号の5

物資の給与状況

											輪之内町	
住宅被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成員	給与月日	物資給与の品名						実支出額	備考	
				布団	毛布	作業衣						
計	全壊											
	半壊											
災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ない。 年 月 日 給与責任者												

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)、流失又は半壊、床上浸水の別を記入すること。
- 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
- 3 物資の給与の品名欄に記入すること。

様式27号の1

炊き出し給与状況

[illegible]

(注)1 「備考」欄には、給食内容を記入すること

2 「炊き出し協力者、奉仕者名簿」「緊急引渡物品受領証」「災害時における応急用食糧の緊急引受数量報告書」等については、県計画に準じて作成すること

様式28号

飲料水の供給簿

									輪之内町	
供給月日	対象人員	給水用機械器具							実支出額	備考
		借上			修繕			燃料費		
		名称	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修理の概要			

(注)1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式29号

世帯構成員別被害状況

				輪之内町		
区分		全壊(焼)	流失	半壊(焼)	床上浸水	
世帯構成員別世帯数	1人世帯					
	2人世帯					
	3人世帯					
	4人世帯					
	5人世帯					
	6人世帯					
	7人世帯					
	8人世帯					
	9人世帯					
	10人世帯					
	11人世帯					
	計					
構成内訳	大人	男				
		女				
	小人	男				
		女				
児童生徒						

(注) 本報告は、町本部においてはできるだけ調査報告に努めるものとするが、全事項について調査累計が不可能なときは、とりあえず「世帯構成員別世帯員数」のみ調査報告する。

様式30号

住宅総合災害対策報告書

月		日現在		輪之内町			
区分		記号	(滅失戸数) ①全失戸数	②半失戸数	③床上浸水 戸数	④一部損壊 戸数	⑤備考
被害状況	災害救助基準	ア					
	公営住宅基準	イ					
災害救助	仮設住宅建設	ウ					
	住宅応急修理	エ					
	障害物除去	オ					
	計	カ					
公営住宅	災害公営住宅建設	キ					
	一般公営住宅建設	ク					
	既設公営住宅復旧	ケ					
	計	コ					
住宅融資	住宅金融公庫融資	災害復興住宅建設補修資金	サ				
		一般個人住宅災害特別資金	シ				
		小計	ス				
	低所得世帯融資	世帯更正資金	セ				
		母子福祉資金	ソ				
		小計	タ				
	計	チ					
既存施設収容	既存公営住宅入居	ツ					
	社会福祉施設収容	テ					
	計	ト					
合計		ナ					

(注) 1 被害状況は、公営住宅の被害があるときは()内書きする。

2 その他記載にあたっては、県計画の注意事項を参照。

様式31号の1

応急仮設住宅入居該当世帯調

番号	り災 台帳 番号	世帯主 氏名	職業	住所	家族人員		生活 程度	摘要
					人員数	同左中 可働者		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								

(注)1 本調は、住宅対策報告書に添えて(更に本調に地図を付する。)提出する。

2 番号は優先順位を記載し、補欠は補欠1、2とする。

3 生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。

4 身体障害者世帯、母子世帯、特殊世帯にあつては摘要欄に記載する。

様式31号の2

応急仮設住宅入居者台帳

										輪之内町	
応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工年月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

(注)(1) 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした図面を作成し添付すること。

(2) 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。

(3) 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

(4) 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

(5) 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有、無償の別も明らかにすること。

(6) 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式31号の3

災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書

年 月 日発生 の 災害により災害救助法に基づき設置された応急仮設住宅に入居のうえは、
次の事項を厳守して、当該住宅の維持、保全に最善の注意を払うことを誓約いたします。

年 月 日

入居者(世帯主)

住所

氏名

印

誓約立会人(民生委員)

住所

氏名

印

輪之内町長 様

記

誓 約 事 項

- 1 入居期間は、入居の日から2か年以内(年 月 日まで)とする。
- 2 入居後においては、当該住宅の模様替え(建増し、改築等)は一切これをしてしないこと。
ただし、やむを得ぬ理由により町長の許可を得て模様替えをした場合は、これに基づく当該財産権の主張は、一切しないこと。
- 3 入居後において当該住宅以外の居宅を得たときは、直ちに退去すること。
- 4 入居したうえは、当該仮設住宅についての不服を申しないこと。
- 5 仮設住宅の転貸又は世帯員以外の者の同居はしないこと。
- 6 修理義務箇所を生じたときは、当事者の責任において町長と連絡のうえ実施すること。
- 7 入居資格をなくしたときまたは退去を命ぜられたときは、通知を受けた日または事由の発生した日から30日以内に無条件で退去すること。
- 8 その他指示されたすべての事項は遵守すること。

様式32号の1

住宅応急修理該当世帯調

									輪之内町	
番号	り災 台帳 番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活 程度	被害 程度	修理 予定 箇所	備考
					人員数	同左中 可働者				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

(注) 1 本調は、住宅対策報告書に添えて(更に本調に地図を付する。)提出する。

2 番号は優先順位を記載し、補欠は補欠1、2とする。

3 生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。

4 被害程度は、半壊、半焼、半流失に区分して記載する。

5 修理箇所はできるだけ具体的に記載する。

6 身体障害者世帯、母子世帯、特殊世帯にあっては摘要欄に記載する。

様式33号の1

障害物除去該当世帯調

									輪之内町	
番号	り災 台帳 番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活 程度	被害 程度	障害物 の状況	備考
					人員数	同左中 可働者				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

- (注) 1 本調は、住宅対策報告書に添えて提出する。
 2 番号は優先順位を記載し、補欠は補欠1、2とする。
 3 生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。
 4 被害程度は、半壊、床上浸水に区分して記載する。
 5 障害物の状況はできるだけ具体的に記載する。
 6 身体障害者世帯、母子世帯等特殊世帯にあっては備考欄に記載する。

様式34号

被災世帯状況調

										輪之内町			
										救助の種目名			
区分		被災世帯内訳									基準対象数（A×割合）		
			救助対象世帯							救助対象外世帯			
			被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯	計 B			A	B
市町村民税課税状況		被災世帯総数 A											
非課税													
課税	均等割												
	所得割												
計													%

(注) 1 市町村民税課税状況は、最近時におけるものを記入すること。

2 「応急仮設住宅」については全壊、及び流失世帯を、「住宅の応急修理」については半壊及び半焼世帯を、「障害物の除去」については半壊及び床上浸水地帯を記入すること。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

(医療班編成機関名)

印

医療班に要した経費請求書の提出について

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療班派遣に要した諸経費の下記請求書
を関係書類を添えて提出します。

記

- 1 医療班員派遣旅費(別紙旅費請求書のとおり)
- 2 医薬品等消耗器材費(別紙のとおり)
- 3 医薬器具修繕費(別紙のとおり)
- 4 自動車借上費(別紙のとおり)
- 5 自動車用消耗燃料費(別紙のとおり)

添付書類

- (1)医療班出動編成表(様式35号の2)
- (2)医療班活動記録控(様式35号の3)
- (3)医療班医薬品衛生材料使用記録控(様式35号の4)

(注)1 各請求書のうち旅費については、旅費請求用紙により、その他は適宜の様式とする。

- 2 医薬品等手持ち品については、医療班編成機関の請求とし、業者からの購入、借上げ、又は修繕した等の経費は、業者の請求書を提出する。

様式35号の2

医療班出動編成表

医療班出動報告書							
医療班名				医療班所属			
職名		氏名	住所	区分	日時		
班長	医師				自	月 時	日 分
					至	月 時	日 分
					自	月 時	日 分
					至	月 時	日 分
					自	月 時	日 分
					至	月 時	日 分
					自	月 時	日 分
					至	月 時	日 分
					自	月 時	日 分
					至	月 時	日 分
					自	月 時	日 分
					至	月 時	日 分
				解散日時	月 時 日 分		
				摘要			

- (注) 1 本報告書は、医療班ごとに出動単位に作成する。
 2 班員の一部分が途中で引き揚げあるいは、参加したときは、摘要欄にその旨記載する。
 3 従事(出動)を命じた担当者等が、適宜空白箇所に従事した事実の証明を行うものとする。
 4 本報告書は、経費請求時に添えて提出する。

様式35号の3

医療救護活動報告書

医療班名				班長医師 氏名			
月日	市町村名	医療活動場所	患者数	措置の概要	死体 検案数	経費	備考

(注)1 患者数欄には、男女別患者数を記入すること。

2 「備考」欄には、班の編成、活動期間を記入すること。

様式35号の4

医療班医薬品衛生材料使用記録

※ 別紙を添付すること

医療班名				担当医師 班長名										
品名	単位 呼称	単価 (円)	受入先 ・ 受	払									残	備考 (円)
				日	日	日	日	日	日	日	日	計		
計 残品は病院に返品。購入品も病院より業者払												使用額計		

- (注) 1 備考欄に使用数量に見合う金額を記載する。
 2 本記録の控えは、経費請求時に添えて提出する。
 3 その時に記録できない部分は事後に整理する。

輪之内町

[illegible]

様式36号

り災者救出状況記録簿

										輪之内町	
年月日	救出 人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者(管理人) 氏名	金額	修繕 月日	修繕費	故障の概要			

(注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を「金額」欄に記入すること。

3 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

被災児童生徒名簿

[illegible]

(注)1 学年別に順次記載する。

2 被害区分は、全失(全焼、全壊、流失)、半失(半焼、半壊)、床上浸水の区分による。なお、住家の被害が前記に達しないものについては「なし」とする。

3 リ災台帳番号は、町本部で作成する台帳の番号とする、ただし、台帳作成前にあっては、空欄とし、後日照合時に記載する。

4 教科書名は、次の区分に準じて記載する。

(1) 国語(国語、書方(習字)) (2) 社会(社会(地理的分野、歴史的分野、公民的分野)、地図)

(3) 算数、複算(数学)

(4)理科、複理(第1分野、第2分野) (5)音楽(音楽、器楽) (6)図工(美術) (7)保健体育

(8) 家庭、複家(技家男、技家女)

(9) 選択教科(外国語、農業、工業、商業、家庭) (10) 第107条本 (11) 計

5 被災教科書分のみについては、該当欄に「○」印を付する。

様式37号の3

学用品引継書

学用品引継書

引継者	機関名		職氏名	
引受者	機関名		職氏名	

学用品を次のとおり引き継ぎました。

1 引継日時

2 引継場所

3 引継物資 次表のとおり(車両番号:)

物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

(注) 2部作成し、引継・引受両機関とも保管する。

様式37号の5

学校施設の被害状況報告書

						申請番号							
学校名				所在地			災害年月日						
設置者名			積雪 寒冷度	1級、2級 その他	離島、その他地の別				災害名				
被災時の 児童等の数				被災時の寄宿舎の 収容児童等の数 ②				被災時の学級数					
施行令第1条第1項による資格坪数算出表 ※					施行令第5条第1項による資格復旧額算出表								
区		校舎	屋内 運動場	寄宿舎	計	区分	建物の被害程度の区分						
被災 面積	全壊						流失	全壊又 は 全焼	床上2m 以上浸 水	床上 1.2m～ 2m浸水	土砂崩 壊によ る半壊	床上 0.7m× 1.2m浸 水及び 半壊又 は半焼	床上 0.3m～ 0.7m浸 水及び 土砂崩 壊によ る大破
	半壊												
	計 ③												
残存面積 ④													
被災時の保有面積 ③+④ ⑤						被災面積 ⑩							
児童等1人当たりの 基準面積 ⑥						全面積に対する ⑩の割合 ⑪							
必要面積 ⑥×①又は② ⑦						補正付児童等の数 ⑫							
⑤又は⑦の いずれか小さい方 ⑧						児童等1人 当たりの基準額 ⑬							
資格 面積	基準面積(⑧+④)					建物の被害の程度 に応ずる逓減額 ⑭							
	特例面積					資格復旧額 ⑪×⑫×⑬×⑭ ⑮							
	計 ⑨					資格復旧額計 ⑯							
被 害 の 状 況													
1 建物 イ 全・半壊 ロ 大破以下 2 建物以外の工作物 3 土地 4 設備													

被災兒童生徒数調

[illegible]

(注)1 この調査において、「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度がこれらに類する大規模な事故ということ。

2 「被災児童生徒数」欄には、就学援助を受けているとにかかわらず、保護者が当該欄の各欄に該当した場合のすべての児童生徒数を記入し、()内に就学援助の対象とされる児童生徒数の内数を記入すること。

3 「被災児童生徒数」欄のうち「田畑等の被害」とは、災害により、保護者が事業を営んでいる場合に復旧困難又は復旧に多額の経費を要する程度の被害がある場合等ということ。

様式37号の7

学校給食用物資被害状況報告書

年 月 日現在

輪之内町

区分	物資名	数量	包数	購入単価	金額A	発生場所	諸経費B	計 A+B
流失・焼失	小麦粉 (強力粉)							
	小麦粉 (普通粉)							
	脱脂粉乳							
	米穀							
埋没	小麦粉 (強力粉)							
	小麦粉 (普通粉)							
	脱脂粉乳							
	米穀							
ぬれ損	小麦粉 (強力粉)							
	小麦粉 (普通粉)							
	脱脂粉乳							
	米穀							
計	小麦粉 (強力粉)							
	小麦粉 (普通粉)							
	脱脂粉乳							
	米穀							
	計							

- (注) 1 小麦粉、米穀の購入単価は、食糧事務所よりの購入価格、脱脂粉乳の購入単価は、日本学校給食会又は県学校給食会からの購入価格とする。
- 2 諸経費とは、食糧事務所、日本学給食会又は県学校給食会からの購入から事故発生場所までにおける所要経費をいう。
- 3 「ぬれ損」の小麦粉は、31年8月20日付け国管第168号31食糧第3759号「学校給食用として売り渡した小麦粉に事故品を生じ、他の用途に転用する場合の取扱いについて」により処理した場合には、その旨を別途詳細報告すること
- 4 「備考」欄には、給食施設の被害の概況等を記載すること。

児童生徒被災状況報告書

月 日現在

区分	小学校										中学校					合計
																計
災害救助法適用の有無 住家被害	災害救助法適用の有無															
	全壊、全焼、流失															
	半壊、半焼															
	床上浸水															
農作物被害 総耕作反別で 50%以上被害	農作物被害															
	総耕作反別で 50%以上被害															
計																
調査時在学児童生徒数																
被災児童生徒内訳	生活保護適用者															
	学校給食法による 給食補助適用者															
	被災により新たに保 護又は補助を要す る者															
	その他欠食がちと認 められる者数															
	計															
摘要																

(注) 1 住家被害及び農作物被害は、市町村本部のそれぞれの被害調査記録に基づくものとする。(特に住家はり災害台帳の被害程度)
 2 住家被害と農作物被害の重複するものは、住家被害に計上する。
 3 生活保護適用者は、生活保護法により給食扶助を受けている者
 4 県支部の集計は、「〇〇学校」を「〇〇市町村」とする。

遺 体 処 理 台 帳

— 142 —
様式集

埋 葬 台 帳

[illegible]

(注)1 埋葬を行った者が町長のときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。

2 町長が骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにしておくこと。

3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

様式39号の1

被害状況報告書

被害状況報告書																		
受信者氏名								受信日時		年 月 日 時 分								
発信者氏名								所属部局										
報告 No.				第 報				報告機関名										
(報告時限) 発生年月日				(月 日 時現在) 年 月 日				災害の原因										
1 被害の概要 発生患者数等	市	全	全	半	流	床	床	計	被害率	ねずみ・昆虫駆除	の地域の指定の要否	代有執行の必要無	災害救助の有無	適	患	者	等	備考
	町					上	下							死	病	計		
	村	戸				浸	浸											
	名	数	壊	壊	失	水	水											
2 災害防疫所要経費の概算額				県 分														
				市 町 村 分														
3 伝染病院隔離病舎の被害の概略																		
4 その他参考となる事項																		

防疫活動狀況報告書

[illegible]

注1「伝染病発生数」とは、災市町村における伝染病発生数をいい、病種別に報告すること。

2 「前年同期伝染病発生数」とは「1 伝染病発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数とし、累計のみ報告すること。

③ 「7 清潔方法を行った戸数」「8 消毒方法を行った戸数」及び「9 ねずみ・昆虫駆除を行った戸数」とは、伝染病予防法の規定により、市町村又は県が実施したものをいう。

「16 備考」には、災害地域における臨時隔離病舎設置数、同収容患者数及び代執行による実施戸数(清潔方法、消毒方法、その他防疫活動に必要なと認める事項を報告すること。

5 防疫活動終了の時はその旨報告すること。

6 防疫活動状況報告の第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

様式39号の3

災害防疫経費所要額調

市町村支弁分

事項	区分	所要経費			備考
		員数	単価	金額	
1 予防委員諸費					
	委員手当				
	委員旅費				
2 清潔消毒方法諸費					
	清潔方法				
	消毒方法				
3 予防救助諸費					
	傭上費				
	旅費				
	物件費				
4 伝染病院隔離病舎諸費	診療委託費				
	傭上費				
	患者諸費				
	医療費				
	検査費				
	消毒費				
	給食費				
	患者輸送費				
	入院費				
	管理費				
	建物修理費				
5 委託入院費					
6 臨時隔離病舎諸費					
	傭上費				
	患者諸費				
	医療費				
	検査費				
	消毒費				
	給食費				
	患者輸送費				
7 予防救治従事者の手当等諸費	管理費				
8 交通遮断、隔離等諸費					
9 伝染病貧民患者及び死者等諸費					
10 ねずみ族昆虫駆除費					

様式39号の4

災害防疫業務完了報告書

1 災害発生年月日

2 災害の原因

3 被害の概要

4 県・町のとった防疫措置の概要

(1)災害防疫本部の活動(防疫実施の方針及び主要作業日程を含む)

(2)災害防疫活動

(ア)予防宣伝 (イ)調査指導 (ウ)検病調査 (エ)患者処理

(オ)飲料水の確保及び井戸の消毒 (カ)消毒方法 (キ)ねずみ族昆虫駆除

(ク)避難所の防疫指導 (ケ)し尿処理の指導 (コ)泥土、堆積物の処理及び清掃方法

(サ)その他特記すべき事項

5 感染症の発生状況

6 予防摂取

7 感染症指定病院隔離病舎等の被害状況

8 災害防疫所要額

(1)防疫作業費

(ア) 県事業 (イ)町事業分

(2)感染症指定病院隔離病舎等災害復旧費

様式39号の5

災害防疫調査指導票

調 査 年 月 日		年 月 日	調 査 者		
市 町 村 名 等	市 町 村 名		総 戸 数		戸
	役 場 所 在 地		総 人 口		人
被 害 状 況	堤防決壊、たん水状況 及 び 排 水 能 力				
	被 害 戸 数 等	床 上 浸 水	床 下 浸 水	そ の 他	
		戸 人	戸 人	戸 人	
傷 病 者 及 び 医 療 班 の 要					
炊き出し及び 集 団 避 難	炊 出 し 実 施 場 所 及 び 用 水 状 況				
	避 難 所 の 状 況	避 難 所 開 設 場 所	避 難 所 世 帯	避 難 者 数 等	
			世 帯	人	うち 病 者 人 乳 幼 児 人
	便 所 等 の 状 況				
使 用 水 及 び 給 水 班 の 要 否		使 用 水 の 現 状		給 水 期 間	給 水 量
					1 日 t
伝 染 病 発 生 状 況		病 名	症 状	患 者 数	発 生 月 日
薬 品 、 器 材 所 要 量 等		所要見込量		役場手持量	入手方法
市 町 村 の 態 勢 、 能 力					
昆 虫 駆 除 の 地 域 指 定 と 代 執 行 必 要 の 有 無					
防 疫 計 画	検 病 調 査 班				
	消 毒 班				
	昆 虫 駆 除				
	日 別 実 施 計 画				
	労 力 確 保 計 画				
	そ の 他				

廃棄物処理施設等被害状況の報告について

標記のことに、年 月 日の
下記のとおり被害を受けたので報告します。

1 災害の概要

2 全般的被害状況

[illegible]

3 廃棄物処理施設等の被害状況

- | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|
| (1)被害の概要 | | | | | |
| (2)設置主体名 | | | | | |
| (3)施設名 | | | | | |
| (4)処理方式 | | | | | |
- (5)規模
- (6)被害額
- (7)復旧見込額
- (8)建設年度
- (11)添付資料
- ア. 行政区域図(縮尺1/25000~1/50000程度)
(施設の位置を明示すること)
- イ. 平面配置図
(被災部分を色分けすること)
- ウ. 被災写真
- エ. 復旧工事設計書、見積書その他参考となる資料

(9)建設に要した総事業費

(10)災害復旧見込額内訳

[illegible]

(11)添付資料

- ア. 行政区区域図(縮尺1/25000～1/50000程度)
(施設の位置を明示すること)
- イ. 平面配置図
(被災部分を色分けすること)
- ウ. 被災写真
- エ. 復旧工事設計書、見積書その他参考となる資料

様式40号の2

厚生労働大臣
様
輪之内町長
印

年 月 日

災害廃棄物処理事業の報告について

標記のことについて、 年 月 日の により
下記のとおり被害を受けたので報告します。

記

1 災害の概要

2 全般的被害状況

市町村名	人的被害		住家の被害				備考
	死者	行方不明	負傷者	全壊	流失	床上半壊 浸水	床下 浸水

3 事業主体名

4 事業区分

5 事業見込額

6 事業費算出内訳

7 添付資料

- (1)行政区域図(縮尺1/25000～1/50000程度)
(被災区域を色分けすること)
- (2)被災写真
- (3)その他参考となる資料

(別紙)

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	概算内訳

(注)直営分について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものである

様式41号の2

義えん金品引継書

義えん金品引継書																																																				
引継者	機関名		職氏名	⑩																																																
引受者	機関名		職氏名	⑩																																																
義えん金品を次のとおり引継ぎました。 記 1 引 継 月 日 2 引 継 場 所 3 引 継 金 品 次表のとおり （車両番号 ） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">金品区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 15%;">輸送数量</th> <th style="width: 15%;">引継数量</th> <th style="width: 15%;">差引過不足</th> <th style="width: 30%;">過不足を生じた理由その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>					金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他																																										
金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他																																															

（注）1 2部作成し、引継・引受両機関とも保管する。

2 金品区分、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等に表示する。

様式41号の3

義えん金品受領書

義えん金品受領書				NO.
(住所 氏名) 様 1 現 金 ¥ ○ ○ ○ 円 也 2 物 資 ○ ○ ○ 梱 包				
ただし、〇〇災害の義えん金品として 上記のとおり受領しました。 年 月 日 機 関 名 (取扱者 印)				

- (注) 1 複写式とし、事前に機関別の通しNo.を付しておく。
- 2 控は義えん金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
- 3 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本様式事項をただし書きに付記することとし、差支えない。
- 4 物資区分は実情に即して記載する。

[illegible]

3 公共団体の取扱で「雑部金」として保管するときは「その他保管金」として財務規則等に定める「雑部金受払簿」により現金出納簿と別途に経理する。

様式41号の5

義 え ん 金 品 受 払 簿

[illegible]

(注) 1 この帳簿は、受け入れてから配分するまでの受払及びてん末を記録する。ただし、現金については現金出納簿へ転記し、その時に払出記帳をする。なお、物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差し支えない。

2 記載方法は、記載例に準じ適宜累計を行う。

様式 4 2 号の 1

電話施設被害状況

N T T ビル名	市町村名	被害状況	復旧見込
		回数	月 日 時頃

番 号

年 月 日

N T T 西日本株式会社大垣営業支店長 殿

輪之内町災害対策本部長

緊急臨時電話架設について（依頼）

このたび災害による輪之内町災害対策本部等との通信確保のため、下記の場所に緊急臨時電話が必要でありますので、至急架設されますようお願いします。

記

1 緊急臨時電話架設場所

2 道路の状況

3 その他参考事項

年 月 日

[illegible]

様式43号の2

災害対策（警戒）本部出動人員

年 月 日

区 分	総 員	時 分 現 在 出 動 人 員	時 分 現 在 出 動 人 員	時 分 現 在 出 動 人 員	時 分 現 在 出 動 人 員
本 部 長					
副 本 部 長 ()					
副 本 部 長 ()					
本部事務室・広報部					
情 報 収 集 部					
ラ イ フ ラ イ ン 部					
医 療 ・ 救 護 部					
避 難 所 部					
資 材 部					
炊 き 出 し 部					
ボ ラ ン テ ィ ア 部					
衛 生 部					
消 防 団 幹 部					
1 の 機					
1 の 1					
1 の 2					
2 の 機					
2 の 1					
2 の 2					
2 の 3					
3 の 機					
3 の 1					
3 の 2					
警 備 班					
計					

災害対策本部出納帳

年 月 日

[illegible]

様式44号

自衛水防隊出動人員

年 月 日

区 名	出動人員					
福 束 新 田						
中 郷 新 田						
藻 池 新 田						
海 松 新 田						
大 吉 新 田						
松 内						
下大樽新田						
下 大 樽						
本 戸						
中 郷						
里 東						
里 西						
南 波						
福 束 北 部						
福 束 南 部						
塩 喰 川 東						
塩 喰 川 西						
大 藪 西 組						
大 藪 東 組						
本 通						
楡 俣 北 部						
楡 俣 南 部						
楡 俣 新 田						
四 郷 北 部						
四 郷 南 部						
計						

様式45号の1

長良川（榆俣）水位經過

警戒水位：6.88 m

出動水位：7.88 m

年 月 日

[illegible]

様式45号の2

長良川（東大藪）水位經過

警戒水位：6.60 m

出動水位：7.60 m

年 月 日

[illegible]

様式45号の3

揖斐川（南波）水位經過

警戒水位：6.75m 出動水位：7.75m

年 月 日

[illegible]

様式45号の4

揖斐川（今尾）水位經過

警戒水位：6.00 m 出動水位：6.90 m

年 月 日

[illegible]

様式45号の5

牧田川（横曽根橋）水位経過

警戒水位：4.20 m 出動水位：6.50 m

年 月 日

[illegible]

様式46号の1(火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出火場所				
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)	
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所		出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由		
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数 全焼 半焼 部分焼 ぼや 棟 棟 棟 棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数		気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人			
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式46号の3(救急・救助事故)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救 助 活 動 の 要 否			
要 救 護 者 数 (見 込)		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の ()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式47号の1

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被 害 の 状 況	人的 被害	死 者		人	重 傷		人	住家 被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不 明		人	軽 傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)					(市町村)						
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式47号の2

(被害状況即報)

都道府県					区分			被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		報		田	流失・埋没	ha			
	第					冠水	ha			
	(月 日 時現在)					畑	流失・埋没	ha		
							冠水	ha		
報告者名					文教施設		箇所			
					病院		箇所			
区分			被害		道路		箇所			
人的被害	死者		人		橋りょう		箇所			
	行方不明者		人		河川		箇所			
	負傷者	重傷	人		港湾		箇所			
		軽傷	人		砂防		箇所			
住家被害	全壊		棟		その他	清掃施設		箇所		
			世帯			崖くずれ		箇所		
			人			鉄道不通		箇所		
	半壊		棟			被害船舶		隻		
			世帯			水道		戸		
			人			電話		戸		
	一部破損		棟			電気		戸		
			世帯			ガス		戸		
			人			ブロック塀等		箇所		
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟			り災世帯数		世帯		
			世帯			り災者数		人		
			人			火災発生	建物		件	
	公共建物		棟				危険物		件	
	その他		棟				その他		件	
	非住家									

様式47号の2(裏)

区分		被害	災害 対策 本部 等 の 況	設置 状況	都道府県	市町村	
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その 他の	農業被害	千円		災害 救 助 法	適用市町村名	計	団体
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額		千円		119番通報件数 件			
災害の概況							
応急 対策 の 状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)					
	自衛隊の災害派遣			その他			

※被害額は省略することができるものとする。

様式48号の1

避難所運営のチェックリスト

以下は、標準的な例示（東京都「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」を参考）であり、災害の規模、町の防災体制等により柔軟に対応することとする。

（１）発災～３時間程度

チェック

○ 避難所の開錠（施設管理者、あるいは町職員）	
○ 避難所の被災状況の確認、安全確認	
○ 避難所の生活スペースの確保	
○ 安全が確認された避難所へ避難誘導 （避難者に協力を求める。それまで避難者は待機）	
○ 避難者カードの配布・回収（避難者の把握）	
○ 避難所施設職員を中心とした避難所運営組織の編成 ・ 情報連絡員の設置（町災害対策本部）→ 災害の概要周知 ・ 外来者等への対応窓口の設置 ・ 避難者対応職員の設置	
○ 水道施設の被害状況の確認 ・ 井戸水やプールの水の状況把握、使用（主に生活用水として） ・ 飲料水等の緊急要請 ・ 「給水拠点」の確認及び給水（飲料水）	
○ 必要な物資の品目、数量の確認及び備蓄調達物資の配布	
○ 水洗トイレの使用の可否の確認 ・ 仮設トイレの設営準備あるいは町災害対策本部への要請準備	
○ 医療救護所スペースの設置	

（２）３時間後～避難所生活

○ 避難所におけるルールの確定・周知	
○ 掲示板の設置	
○ 不足する物資の把握、供給要請及び救助物資の配布（継続）	
○ 仮設トイレ等の設置	
○ 避難者の班の編成及び代表者の選出	
○ 帰宅困難者の受入（継続）	
○ ボランティアの要請（町災害対策本部等）	
○ ボランティアセンターの設置（電話、机、イス等）	
○ 臨時物資集積所の設置	
○ ごみ排出ルールの確立	
○ テレビ・ラジオ・電話・FAX等の設置	
○ ボランティアによるボランティアの受入	
○ 炊き出し用食糧の要請及び提供	
○ その他食生活への支援	

（３）長期化への対応

○ 避難者及びボランティア中心の組織編成へ移行	
○ プライバシーの確保	
○ 相談体制の確立	
○ 食事メニューの改善	
○ 避難所の統廃合	

避難所生活ルール(例)

この避難所の生活ルールは次のとおりです。

避難する方は、守るよう心がけて下さい。

輪之内町災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会(以下「委員会」という。)を組織します。
 - 委員会は、毎日午前____時と午後____時に定例会議を行うことにします。
 - 委員会の運営組織として、総務、物資分配、給食給水、救護、環境衛生、情報広報、名簿総括の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - 犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止します(又は、専用の部屋で飼い主と同席でお願いします)。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
 - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食料、物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。
 - 食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - 特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、____室で対処します。
- 7 消灯は、夜____時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、夜____時で終了します。
- 9 電話は、午前____時から夜____時まで、受信のみを行います。
 - 放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - 公衆電話は、緊急用とします。
- 10 トイレの清掃は、朝____時、午後____時、午後____時に、避難者が交替で行うことにします。
 - 清掃時間は、放送を行います。
 - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流して下さい。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。

避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。

※下線部は任意に設定する。

※避難所設置後、速やかに掲示する。

様式48号の3

避難所安全チェックリスト

○チェック基準

「A」・・・安全性は特に問題なし。ただちに使用可能

「B」・・・散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし。

「C」・・・被害甚大につき使用不能

該当施設	区 分	チェック	確認事項
施設全体	外観		傾斜、ゆがみ
	柱		亀裂、破断、傾斜
	壁		亀裂、ズレ、変形、剥落
	屋根		落下、破損
施設内	天井		亀裂、壁の落下、ゆがみ
	床		
	照明		
	窓ガラス		
廊下	窓ガラス		破損、飛散の有無
階段	防火シャッター		通行ができるか否か
	非常階段		
給湯・調理室	水道		水道管の破損、水漏れ
	ガス		元栓の損傷
	電気器具		電線の切断、使用の可否
	冷蔵庫、冷凍庫等		転倒、使用の可否
	食器類		転倒、落下、使用の可否
手洗い場、便所	水道		水道管の破損、水漏れ
	排水		排水の状況

○その他気づいた点

○総合評価

様式48号の4

避難者カード

NO. _____

住 所						
連 絡 先	※電話番号・携帯電話番号等					
氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	年 齢	介 護	特 記 事 項
		男・女	. .	歳	要・不	
		男・女	. .	歳	要・不	
		男・女	. .	歳	要・不	
		男・女	. .	歳	要・不	
		男・女	. .	歳	要・不	
		男・女	. .	歳	要・不	
		男・女	. .	歳	要・不	
		男・女	. .	歳	要・不	
問い合わせに対する氏名及び住所の公表の可否						可・否
・特別食料（アレルギー食）の要否【要・否】 ・その内容（できる限り詳細に）			・医療の要否【要・否】 ・その内容（できる限り詳細に）			
・介護の要否【要・否】 ・その内容（できる限り詳細に）						
・その他 ※その他の援助の必要（手話通訳・要約筆記者・補装具）や、注意してほしい点など があったら記入してください						
入 所 日	年 月 日		退 所 日	年 月 日		

※本様式は世帯単位で記入することを想定。

[illegible]

世帯代表者は当該家族の筆頭に記入すること。

避難所ペット登録台帳

NO. _____

避難者カード			避難所名				
受付 番号	飼育者情報	登録日 ・ 退所日	種類	性別	品種・ 体格など	呼び名	犬の登録 狂犬病予防注射
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無
	氏名： 住所： 電話：	・	犬・猫 その他 ()	オス ・ メス			(登録) 有・無 (注射) 有・無

複数のペットを飼っている方は、それぞれの情報をお書きください。

避難所用物品受払簿

品 名		単位 呼称		NO. _____				
				避難所名 _____				
年 月 日	購 入 ・ 受 入 先	払 出 先	受	払	残	記 入 者	備 考	

※1「備考」欄には購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

※2最終行欄に受払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式48号の8

避難所開設報告書

施 設 名	
住 所	
開設予定期間	
避難者数	世帯 人 (月 日 時現在)
管理責任者	
報 告 者	
被害状況 及び 避難状況	

様式48号の9

ボランティア受付表

NO.

NO	氏 住 電 話 番 名 所 号	参加日（参加日に○を記入してください）							
		／	／	／	／	／	／	／	／
	（男・女）（職業）								
	（男・女）（職業）								
	（男・女）（職業）								
	（男・女）（職業）								
	（男・女）（職業）								
	（男・女）（職業）								
	（男・女）（職業）								
	（男・女）（職業）								
	（男・女）（職業）								
	（男・女）（職業）								
	（男・女）（職業）								

様式48号の10

避難所における備蓄物資の例

区分	必要物資	必要単位		
食糧品(72時間分)	飲料水	1人	1日	3リットル
	食糧	1人	1日	3食
	粉ミルク	1人	1日	140g
	調味料	1人	1日	80g
食器類	ハシ・スプーン	1人		1膳(本)
	皿	1人		2枚(個)
	茶碗	1人		1個
	ほ乳びん	1人		1本
台所用品	鍋・ハシゴ	1世帯		2個
	やかん	1世帯		1個
	包丁・まな板	1世帯		1個ずつ
	しゃもじ・お玉	1世帯		1個ずつ
衣類	シャツ・セーター等	1人		1枚
	下着類	1人		1組
	履物	1人		1足
	作業着・軍手	1人		1組ずつ
	雨具	1人		1着
	紙おむつ	1人	1日	5枚(3日)
	タオル	1人		1本
	さらし	可能量		
毛布	毛布	1人		2枚
衛生用品	石鹼	1人		1個
	洗剤	1世帯		1組
	洗濯用品	1世帯		1組
	裁縫セット	1世帯		1組
	バケツ・洗面器	1世帯		1個
	洗面用品	1世帯		1個
	生理用品	1人		1袋
	ちり紙	1世帯		2ロール
医薬品・医療用機器	ビニール袋	1避難所		500枚
	救急医療セット	1避難所		1個
	担架	1避難所		2個
	懐中電灯	1世帯		1本
	乾電池	1電灯		4個
	ローソク	1避難所		20個
シート・テント類	点火用具	1世帯		1個
	防水シート	1避難所		5組(50枚)
炊事用資機材	テント	1避難所		1台
	炊飯装置	1避難所		1個
	ろ水機	1避難所		1個
	給水槽	1避難所		1個
冷暖房装置	扇風機	1避難所		10個
	暖房器具	1避難所		10個
燃料等	燃料	1避難所		10個
	石油ポンプ	1避難所		1個
救助用資機材	発電機	1避難所		1個
	投光機	1避難所		1個
その他必要資機材	筆記用具	可能量		
	裁断用具	可能量		
	接着テープ・接着剤	可能量		
	輪ゴム	1避難所		30箱
	ラジオ	1避難所		3個
	住宅地図	1避難所		1式
	リヤカー	1避難所		1台

様式49号

食糧配布表

年 月 日 朝・昼・夕

[illegible]